

尾花沢市 障がい者福祉プラン

障がい者計画見直し及び
第7期障がい福祉計画
第3期障がい児福祉計画

令和6年3月

尾花沢市

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨・背景.....	2
2. 法律上の位置づけ.....	4
3. 計画の期間.....	5
4. 計画の策定体制.....	5
5. 持続可能な開発目標(SDGs)への取り組み.....	6
第2章 障がいのある方を取り巻く状況	7
1. 尾花沢市の状況.....	8
2. 各種調査結果からみる状況.....	13
3. 計画の評価検証.....	29
4. 課題の整理.....	35
第3章 計画のめざす方向	37
1. 基本理念.....	38
2. 基本目標.....	39
3. 施策の体系.....	40
第4章 障がい者計画	41
基本目標1 ライフステージと障がいの特性に応じた仕組みづくり・社会づくり.....	42
基本目標2 思いやり・助け合いの心で育む共生の関係づくり.....	47
基本目標3 安全・安心で人にやさしいまちづくり.....	51
第5章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画	55
1. 障がい福祉サービスの成果目標の設定.....	56
2. 成果指標.....	64
第6章 計画の推進体制	71
1. 計画の推進体制.....	72
2. 計画の進行管理.....	72
第7章 資料編	73
1. 尾花沢市障がい者福祉プラン策定委員会 設置要綱.....	74
2. 策定経過.....	76
3. 尾花沢市障がい者福祉プラン策定委員会 委員名簿.....	77

「障がい」の表記について

本計画において、「障害」を「障がい」と表記します。ただし、法令名、制度名、既存計画名、組織名、行事などの固有名詞については、「障害」と表記します。

第 1 章

計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨・背景

わが国における障がい福祉施策は、障がい者に関する初めての国際条約である「障害者の権利に関する条約」に平成19年9月に署名したことを契機に進められてきました。また、批准に向け、平成21年12月に、政府が障がい者制度改革推進本部を設置し、それ以降、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざし、「障害者基本法」や「障害者総合支援法」等の法律が整備されました。

これまでの「障害者自立支援法」を改正し、平成25年4月に施行された「障害者総合支援法」では、制度の谷間を埋めるべく、障がい者の範囲に難病等を加えるなど、地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実をはじめとする障がいのある方の日常生活及び社会生活を総合的に支援する新たな障がい保健福祉施策が定められました。

「障害者総合支援法」は、平成30年4月に「児童福祉法等」とともに改正法が施行され、障がいのある方が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが図られました。また、障がい児支援のニーズの多様化に対してきめ細かく対応するためのサービスの新設等が行われました。

そのほかにも、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を目的とした「障害者文化芸術推進法(平成30年6月に公布・施行)」や、障がいがあっても読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるようにするための「読書バリアフリー法(令和元年6月に公布・施行)」など、障がいの有無にかかわらず、様々な形で社会参加や文化活動を支援するための法律が整備されています。

また、令和3年9月には「医療的ケア児」の定義や、国や地方自治体が医療的ケア児の支援を行う責務を負うことを初めて明記した「医療的ケア児支援法」が施行されました。

さらに、令和4年5月には障がい者の情報の取得利用や意思疎通に関する施策を総合的に推進する「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行され、障がい者計画の策定や変更にあたっては同法の規定の趣旨を踏まえることとされました。

この度、これまでの市の取り組みに、新たな国の障がい者制度の動向や県の動向を踏まえ、本市におけるさらなる障がい者福祉のまちづくりを推進するため、「障がい者計画見直し」及び「第7期障がい福祉計画」並びに「第3期障がい児福祉計画」を一体とした「尾花沢市障がい者福祉プラン」(以下、「本計画」という。)を策定します。

■「障害者権利条約」署名以降の障がい者支援に係る法整備の主な動き

年度	事項	概要
平成19年	障害者権利条約に署名	・障がい者に関する初めての国際条約
平成21年	障害者雇用促進法の改正	・障がい者雇用納付金制度の適応対象範囲を拡大
平成23年	障害者基本法の改正	・障がい者の定義の見直し、「合理的配慮」の概念や「差別禁止」の明記
平成24年	障害者虐待防止法の施行	・虐待の定義、防止策を明記
平成25年	障害者総合支援法の施行	・「障害者自立支援法」の見直し、障がい範囲に難病等の追加、制度の谷間の解消
	障害者優先調達推進法の施行	・障がい者就労施設などへの物品等の需要の推進
平成26年	障害者権利条約に批准	・1月に障害者権利条約の批准書を国連に寄託、2月に発効
平成28年	障害者差別解消法の施行	・障がいを理由とする差別的取り扱いの禁止 ・差別解消の取り組みの義務化
	障害者雇用促進法の改正法の施行(改正はH25)	・国や自治体における合理的配慮の提供が義務化
	成年後見制度利用促進法の施行	・国において成年後見制度利用促進基本計画の策定及び成年後見制度利用促進会議等の設置
	発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行	・「発達障がい者」の定義の改正、「社会的障壁」の定義の改正 ・国や自治体における相談体制の整備の責務を明記
平成30年	障害者雇用促進法の改正法の施行(改正はH25)	・障がい者雇用義務の対象に精神障がい者が加わる
	障害者総合支援法及び児童福祉法の改正法の施行(改正はH28)	・自立生活援助の創設、就労定着支援の創設、居宅訪問型児童発達支援の創設 ・高齢障がい者の介護保険サービスの円滑利用 ・障がい児のサービス提供体制の計画的な構築(「障害児福祉計画」の策定) ・医療的ケアを要する障がい児に対する支援
	障害者文化芸術推進法の施行	・障がい者による文化芸術活動の幅広い促進 ・障がい者による作品等の創造に対する支援の強化 ・地域における障がい者の作品等の発表や交流の促進による住みよい地域社会の実現
令和元年	障害者雇用促進法の改正	・障害者活躍推進計画策定の義務化(地方公共団体) ・特定短時間労働者を雇用する事業主に特例給付金の支給
	読書バリアフリー法の施行	・視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進
令和2年	障害者雇用促進法の改正法の施行(改正はR元)	・事業主に対する給付制度、障がい者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度(もにす認定制度)の創設
令和3年	障害者差別解消法の改正	・合理的配慮の提供義務の拡大(国や自治体のみから民間事業者も対象に)
	医療的ケア児支援法の施行	・医療的ケア児が居住地にかかわらず適切な支援を受けられることを基本理念に位置づけ、国や自治体に支援の責務を明記
令和4年	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行	・障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進(障がいの種類・程度に応じた手段を選択可能とする)
	障害者総合支援法の改正	・グループホーム入居者の一人暮らしへの移行支援を進める
	障害者雇用促進法の改正	・週10時間以上20時間未満で働く精神障がい者、重度身体障がい者、重度知的障がい者について、法定雇用率の算定対象に加える

2. 法律上の位置づけ

本計画は、以下の法律に基づきそれぞれ策定が義務づけられている法定計画です。

◆市町村障害者計画

障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」であり、本市の障がい者施策全般にわたる推進の方向性と具体的な取り組みを示すものです。

また、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法第9条第1項の規定に基づき、この法律の規定の趣旨を踏まえたものとなるようにします。

障害者基本法(昭和45年法律第84号)

第11条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法(令和4年法律第50号)

第9条第1項

政府が障害者基本法第十一条第一項に規定する障害者基本計画を、都道府県が同条第二項に規定する都道府県障害者計画を、市町村が同条第三項に規定する市町村障害者計画を策定し又は変更する場合には、それぞれ、当該計画がこの法律の規定の趣旨を踏まえたものとなるようにするものとする。

◆市町村障害福祉計画

障がい福祉サービスの提供体制の確保や、その他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画として規定されており、今後必要とされる障がい福祉サービス量を計画的に整備するためのものです。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)

第88条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

◆市町村障害児福祉計画

障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保や、各年度における指定通所支援または指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量等について計画的に整備するためのものです。

児童福祉法(昭和22年法律第164号)(平成30年4月施行)

第33条の20第1項

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

3. 計画の期間

本計画は、障害者基本法及び障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づく「障がい者計画見直し」と、障害者総合支援法に基づく「第7期障がい福祉計画」、児童福祉法に基づく「第3期障がい児福祉計画」を一体的に策定するものであり、各計画の整合性を図っています。

また、計画の期間について、「障がい者計画」は、令和3年度～令和8年度までの6年間とし、策定後の中間年度にあたる令和5年度に「障がい者計画見直し」を行います。

「第7期障がい福祉計画」、「第3期障がい児福祉計画」は、計画期間を令和6年度～令和8年度の3年間とします。

ただし、社会状況の変化や他計画との整合性を図るため、計画期間中においても必要に応じて見直しを行います。

【計画の期間について】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
障がい者計画	★中間見直し								
障がい福祉計画		第6期			第7期		第8期		
障がい児福祉計画		第2期			第3期		第4期		

4. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、「障がい者計画見直し」及び「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」の達成状況に加え、手帳所持者を対象に実施したアンケート調査の結果を踏まえ、現状の把握・意向確認・課題を整理し、パブリックコメントの実施や関係機関の代表者及び市民を含めた「尾花沢市障がい者福祉プラン策定委員会」において策定しました。

5. 持続可能な開発目標（SDGs）への取り組み

2015(平成27)年9月の国連サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の開発目標として「SDGs(持続可能な開発目標)」が採択されました。SDGsは、2030(令和12)年までに世界中で達成すべき事柄として掲げられており、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、17の目標と具体的に達成すべき169のターゲットから構成されています。

国ではSDGsの採択を受け、2016(平成28)年12月にSDGs推進のための中長期戦略である「SDGs実施指針」(2016(平成28)年12月22日SDGs推進本部決定)が策定され、2019(令和元)年12月には同指針の改定が行われており、「あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現」をはじめとした8つの優先課題と課題に取り組むための主要原則が掲げられています。

「誰一人取り残さない」というSDGsの理念は、共生社会の実現に向け、障がい者施策の基本的な方向を定める本計画でも共通する普遍的な目標でもあります。

障がい者施策の推進にあたっては、SDGs推進の取り組みとも軌を一にし、障がい者のみならず行政機関・事業者等といった様々な関係者が共生社会の実現という共通の目標の実現に向け、協力して取り組みを推進することが求められます。

【SDGsの17の目標】

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第 2 章

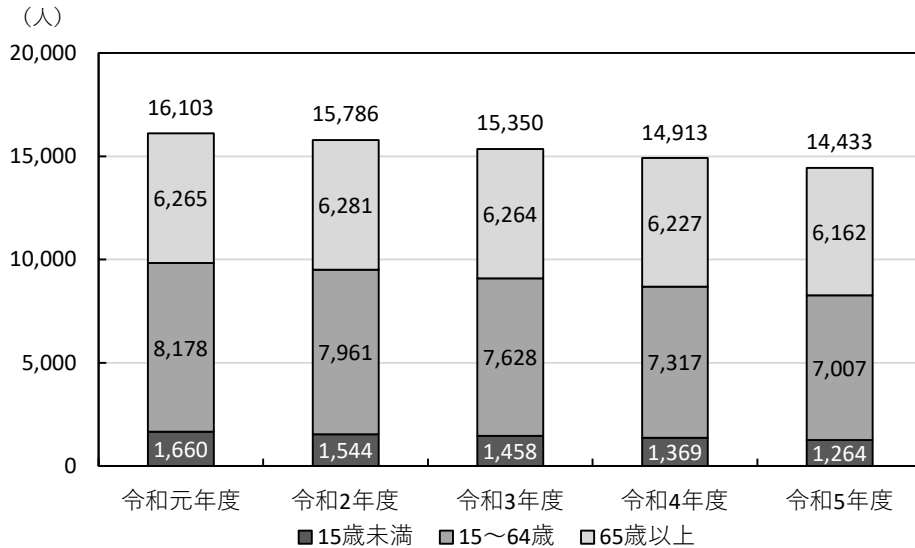
障がいのある方を取り巻く状況

1. 尾花沢市の状況

(1) 人口の推移

本市の人口は徐々に減少しており、令和5年度の人口は14,433人と、令和元年度と比較して、10.4%の減少となっています。また、年齢3区分別にみると、それぞれ減少しています。

【尾花沢市の年齢別人口】

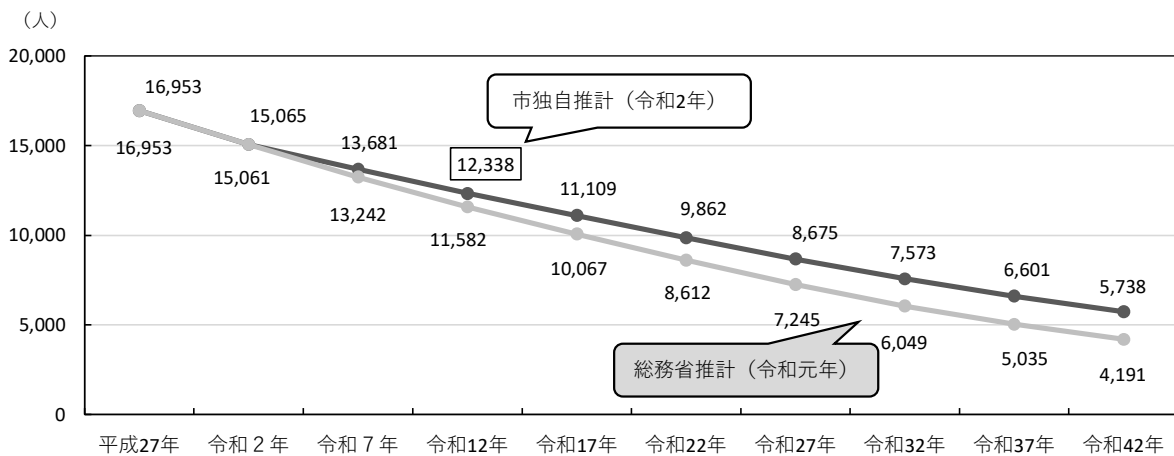


資料：住民基本台帳(各年1月1日現在)

(2) 尾花沢市の将来人口

国立社会保障・人口問題研究所(社人研)が推計した結果、令和42年(2060年)は4,191人となる見込みとなっており、第7次尾花沢市総合振興計画で人口減少を緩やかにすることをめざし、目標人口を令和12年で12,338人としています。

【尾花沢市の将来人口】



資料：「ひとが生きる みらい尾花沢 しあわせプラン」(第7次尾花沢市総合振興計画)

(3) 障がいのある方に関する状況

① 障害者手帳所持者の状況

障害者手帳所持者数の推移をみると、年々減少を続け、令和元年度から令和5年度にかけて96人減少しています。また、手帳種別にみると、身体障害者手帳所持者で83人、療育手帳所持者で2人、精神障害者保健福祉手帳所持者で11人減少しています。

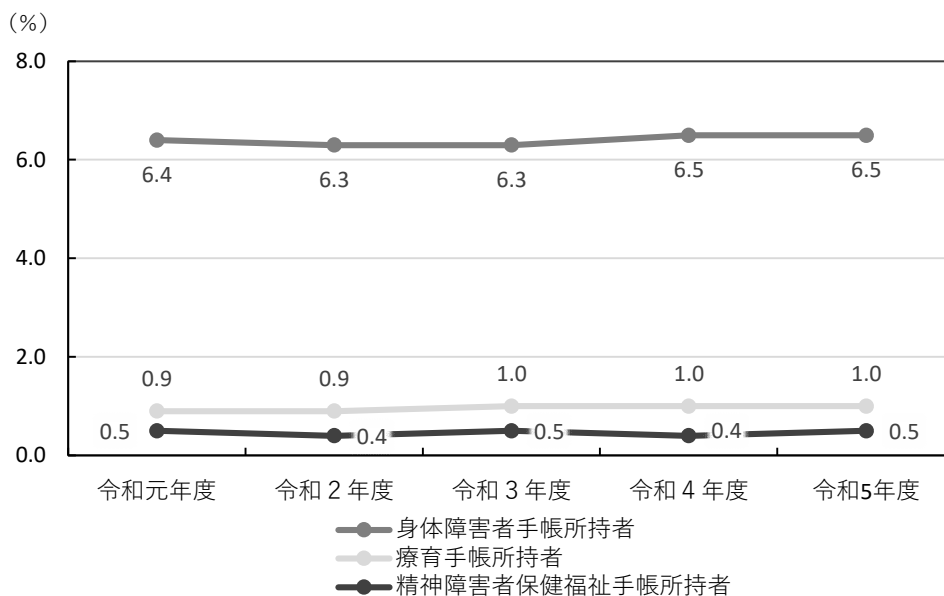
【手帳所持者の状況】

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
合計	1,254	1,210	1,180	1,176	1,158
身体障害者手帳	1,025	996	960	965	942
療育手帳	148	145	148	144	146
精神障害者保健福祉手帳	81	69	72	67	70

資料：尾花沢市福祉課(各年度4月1日現在)

【尾花沢市の人口に対する各手帳所持者の割合】



資料：尾花沢市福祉課(各年度4月1日現在)

② 身体障がいのある方の状況

身体障害者手帳所持者の状況をみると、全体の所持者数は令和4年度以降減少しており、「65歳以上」が全体の約8割を占めています。

障がい程度別にみると、「4級」が最も多く、次いで「1級」、「3級」と続いています。

障がい種別にみると、「肢体不自由障がい」が最も多く、次いで「心臓機能障がい」、「聴覚・平衡機能障がい」と続いています。

【身体障害者手帳所持者の状況】

単位：人

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
合計		960	965	942
年代別	18歳未満	7	6	8
	18歳～65歳未満	166	167	149
	65歳以上	787	792	785
障がい程度別	1級	236	235	236
	2級	106	101	88
	3級	153	158	146
	4級	266	271	272
	5級	122	125	118
	6級	77	75	82
障がい種別	視覚障がい	54	52	50
	聴覚・平衡障がい	92	97	100
	音声・言語障がい	10	9	10
	肢体不自由障がい	554	552	520
	内部障がい	250	255	262
	心臓機能障がい	159	167	166
	じん臓機能障がい	54	52	51
	呼吸機能障がい	8	7	9
	膀胱・直腸機能障がい	26	26	33
	小腸機能障がい	1	1	1
	免疫機能障がい	1	1	1
肝臓機能障がい	1	1	1	

資料：尾花沢市福祉課(各年度4月1日現在)

③ 知的障がいのある方の状況

療育手帳所持者の状況を見ると、年代別では「18歳～65歳未満」、「65歳以上」は増加傾向にあり、令和5年度では、合計で全体の8割以上を占めています。

障がい程度別にみると、「B(中軽度)」が多くなっています。

【療育手帳所持者の状況】

単位：人

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
合計		148	144	146
年代別	18歳未満	27	23	21
	18歳～65歳未満	96	96	98
	65歳以上	25	25	27
障がい程度別	A(重度)	51	49	51
	B(中軽度)	97	95	95

資料：尾花沢市福祉課(各年度4月1日現在)

④ 精神障がいのある方の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者の状況を見ると、年代別では「18歳～65歳未満」が最も多くなっています。

障がい程度別にみると、「2級(中度)」が最も多く、令和4年度から増加しています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者の状況】

単位：人

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
合計		72	67	70
年代別	18歳未満	0	0	0
	18歳～65歳未満	53	54	54
	65歳以上	19	13	16
障がい程度別	1級(重度)	19	16	12
	2級(中度)	40	34	39
	3級(軽度)	13	17	19

資料：尾花沢市福祉課(各年度4月1日現在)

⑤ 自立支援医療(精神通院医療)受給者数の状況

自立支援医療(精神通院医療)受給者数の推移をみると、令和3年度から令和5年度にかけて17人増加しています。

【自立支援医療(精神通院医療)受給者数の推移】

単位:人

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
合計		137	149	154
年代別	18歳未満	1	1	1
	18歳～65歳未満	106	116	120
	65歳以上	30	32	33

資料:尾花沢市福祉課(各年度4月1日現在)

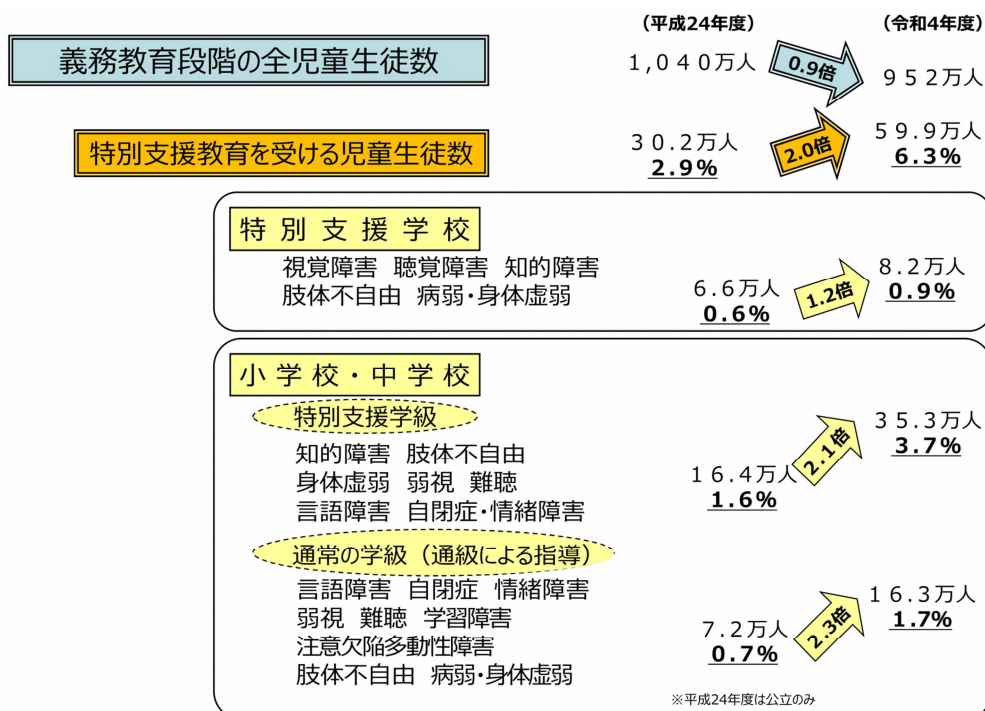
⑥ 特別支援教育の状況(全国)

発達障害者支援法の施行(平成17年4月)から10年以上経過し、この間、発達障がいに対する理解促進及び普及啓発並びに療育支援体制の整備が図られるとともに、教育分野においては、特別支援教育の推進が図られてきました。

実際に、平成24年度から令和4年度までの11年間で、全国の義務教育段階の児童生徒数は1割減少する一方で、特別支援教育を受ける児童生徒数は倍増しています。

特に、特別支援学級の在籍者数は2.1倍、通級による指導の利用者数は2.3倍と、増加が非常に顕著な状況です。

【特別支援学校等の児童生徒の増加の状況】



資料:文部科学省「特別支援教育の充実について」

2. 各種調査結果からみる状況

(1) アンケート調査の目的と概要

市内にお住まいの障害者手帳をお持ちの方に日ごろの生活の様子や障がい者施策、障がい福祉サービスなどに関するご意見をお聴きし、「障がい者計画見直し」及び「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」に反映させることを目的に実施しました。

【調査概要】

◇調査対象者:尾花沢市在住の障害者手帳をお持ちの方413名

◇調査期間:令和5年10月18日(水)~11月1日(水)

◇調査方法:郵送配布・郵送回収による本人記入方式

◇調査結果:有効回収件数 180 件、有効回収率 43.6%

※グラフ・表中の「n」は、その項目の有効回答者数で、比率算出の基礎となります。

※回答結果は、手帳所持者本人及び親族などの代理者の回答結果も含まれています。

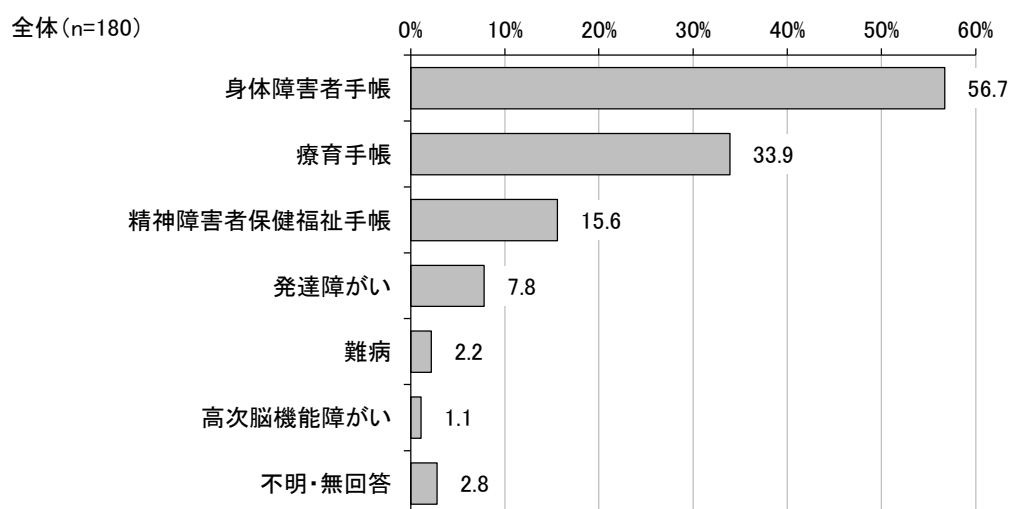
※回答結果の割合は有効回答者数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答(複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ回答)であっても、合計値が100.0%にならない場合があります。

(2) 結果の概要

① あなたご自身のことについて

■持っている手帳や障がいについて(複数回答)

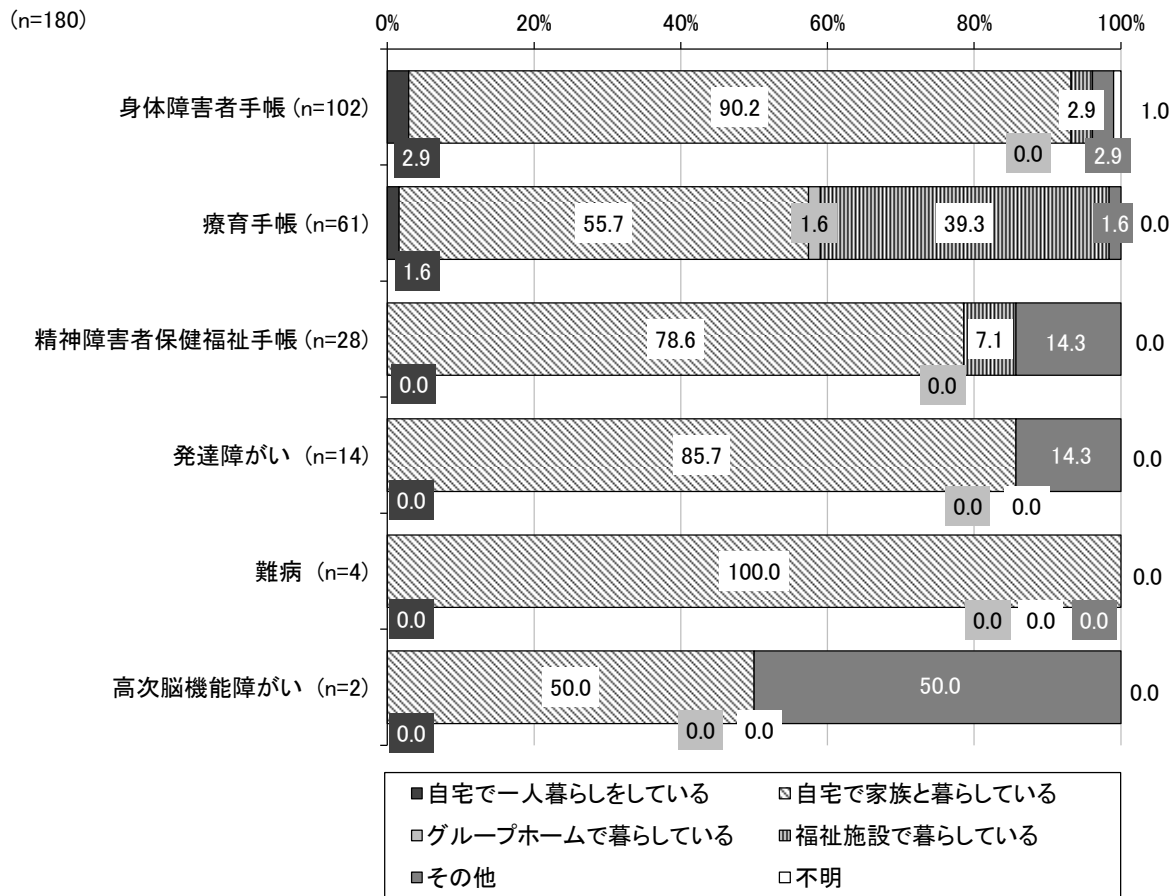
- 「身体障害者手帳」が56.7%と最も高く、次いで「療育手帳」が33.9%、「精神障害者保健福祉手帳」が15.6%となっています。



② 暮らしについて

■現在の暮らし方(単数回答)

- 所持手帳別にみると、全区分において「自宅で家族と暮らしている」が最も高くなっています。

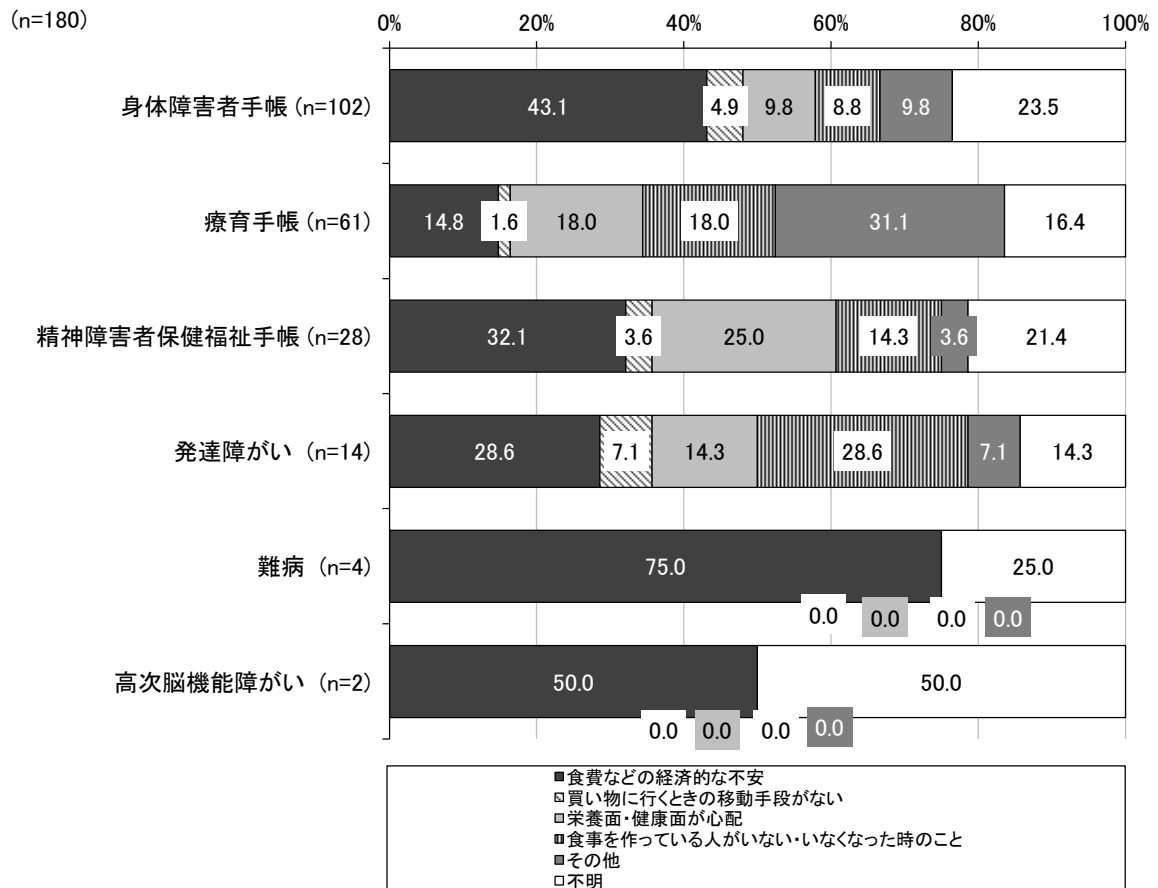


その他の主なものとしては、「病院」などとなっています。

③ 食事について

■食事について困っていること(単数回答)

- 所持手帳別にみると、療育手帳では「栄養面・健康面が心配」、「食事を作っている人がいない・いなくなった時のこと」、発達障がいでは「食費などの経済的な不安」、「食事を作っている人がいない・いなくなった時のこと」、その他の区分では「食費などの経済的な不安」が最も高くなっています。

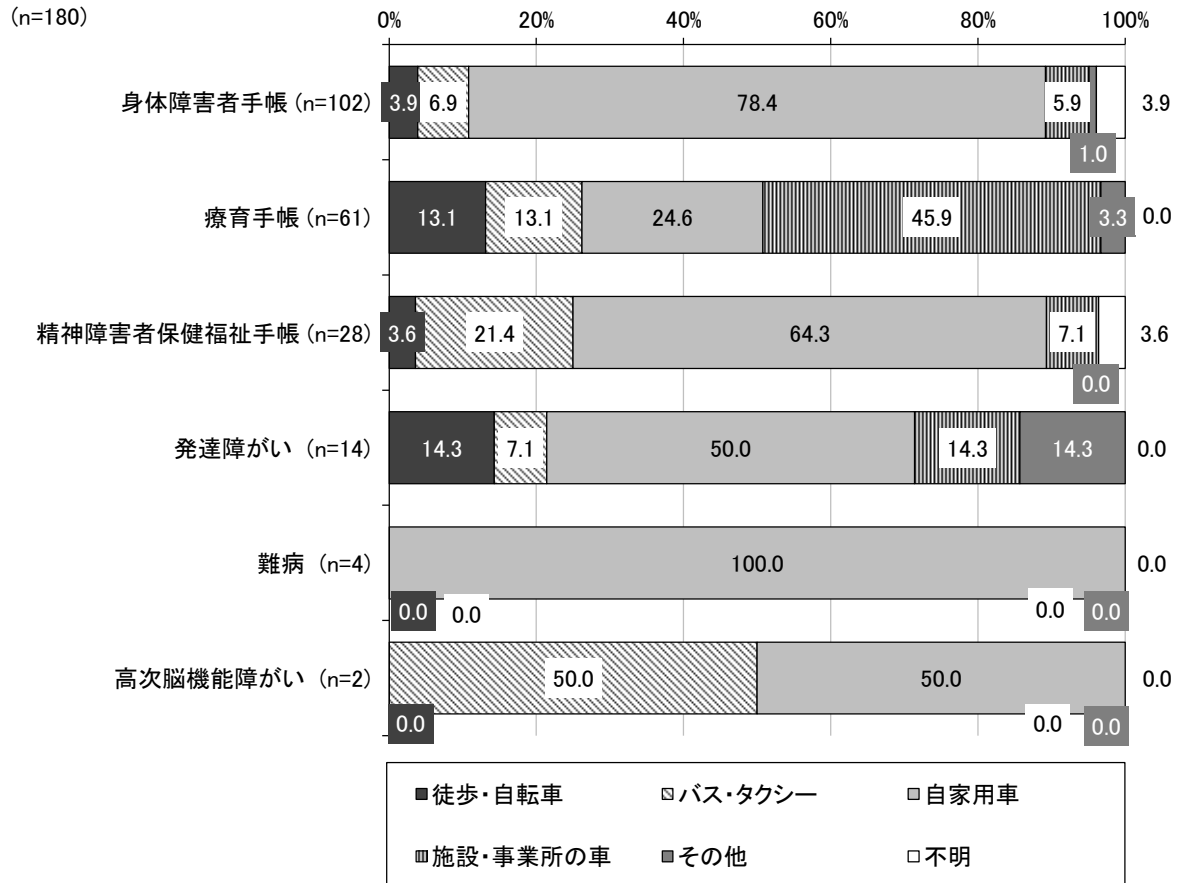


その他の主なものとしては、「選んで食べる機会が少ない」、「困っていない」などとなっています。

④ 外出について

■外出の際の主な移動手段(単数回答)

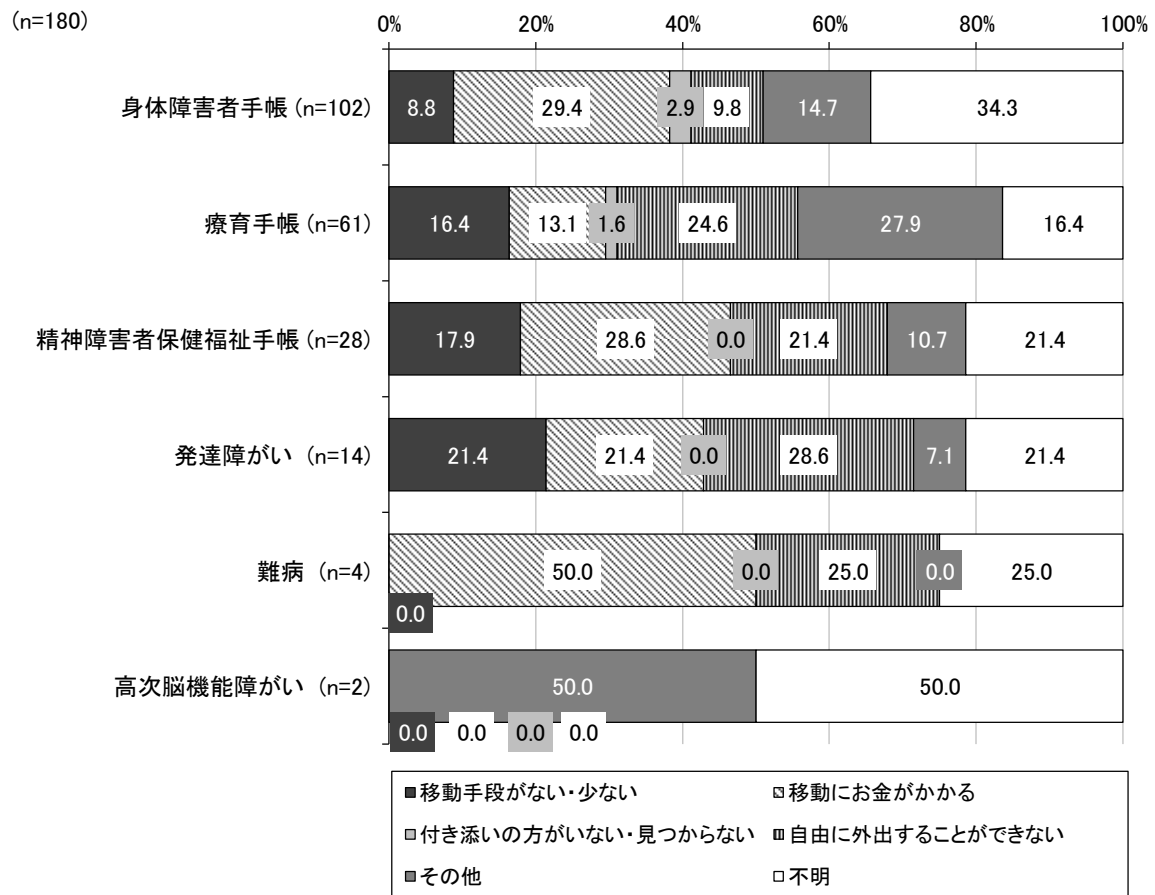
- 所持手帳別にみると、療育手帳では「施設・事業所の車」、その他の区分では「自家用車」が最も高くなっています。



その他の主なものとしては、「仕事で外出」、「親の車」などとなっています。

■外出をする際に不安・不満に感じること(単数回答)

- 所持手帳別にみると、療育手帳、発達障がいでは「自由に外出することができない」、その他の区分では「移動にお金がかかる」が最も高くなっています。

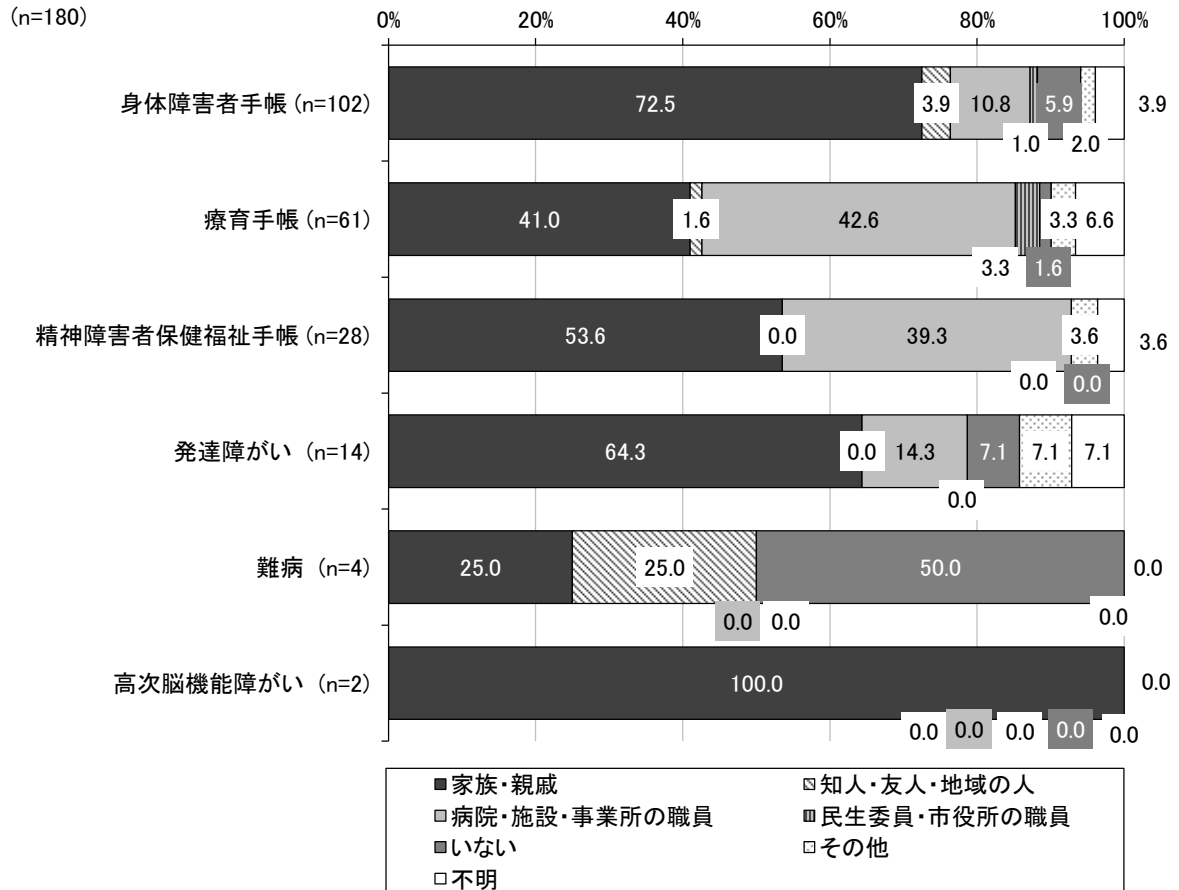


その他の主なものとしては、「障がい者駐車場が少ない」、「道路が危なく、段差が多い」などとなっています。

⑤ 相談・情報について

■ 普段困ったことや悩みの相談先(単数回答)

- 所持手帳別にみる、療育手帳では「病院・施設・事業所の職員」、その他の区分では、「家族・親戚」が最も高くなっています。

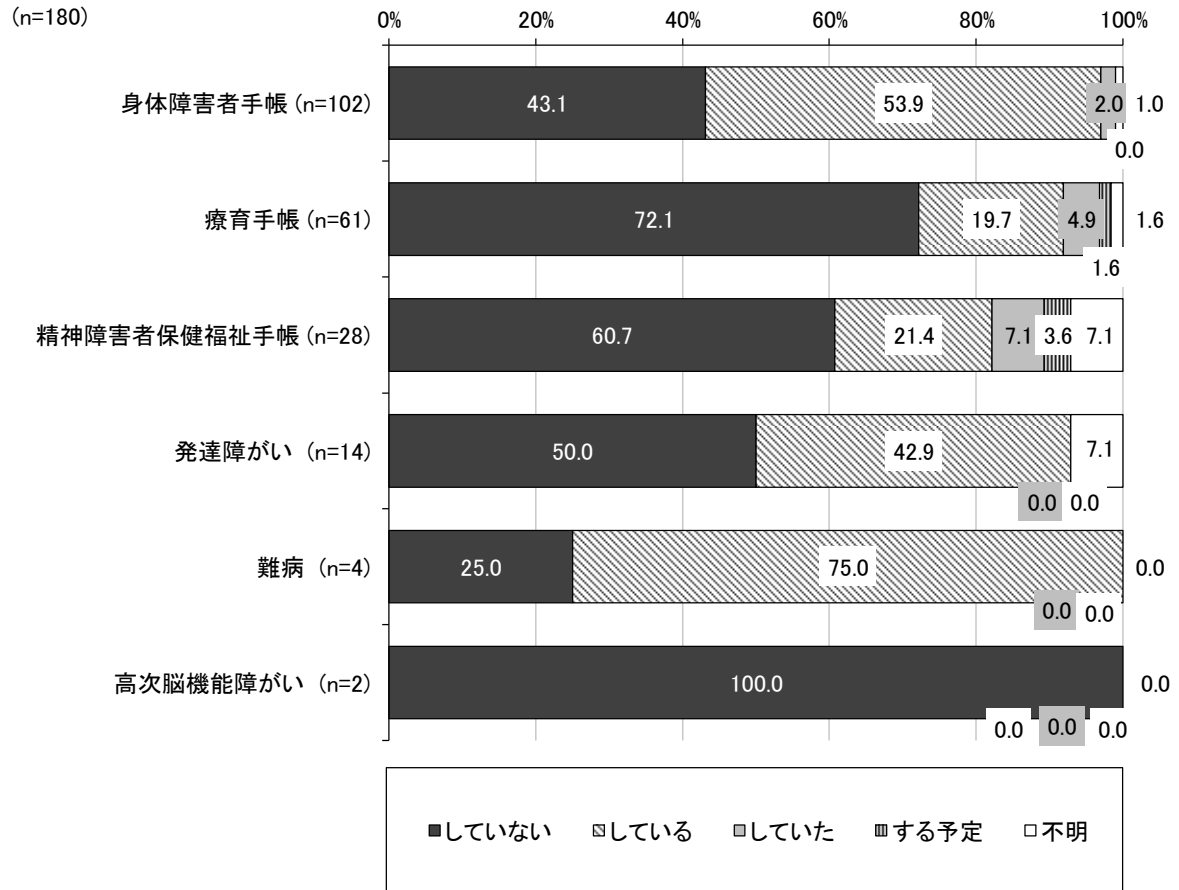


その他の主なものとしては、「悩みはない」、「相談しない」、「話せない」などとなっています。

⑥ 就労について

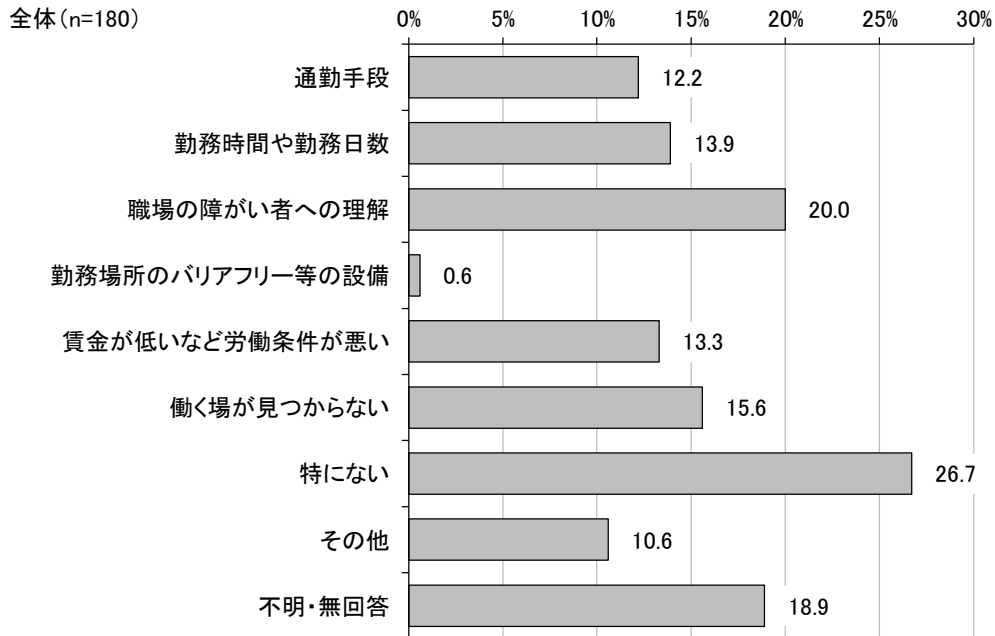
■現在の就労状況(単数回答)

- 所持手帳別にみると、身体障害者手帳では「している」、その他の区分では「していない」が最も高くなっています。



■就労活動において妨げとなること(複数回答)

- 全体では「特にない」が 26.7%と最も高く、次いで「職場の障がい者への理解」が 20.0%、「働く場が見つからない」が 15.6%となっています。
- 所持手帳別にみると、精神障害者保健福祉手帳では「職場の障がい者への理解」、その他の区分では「特にない」が最も高くなっています。



【所持手帳別】

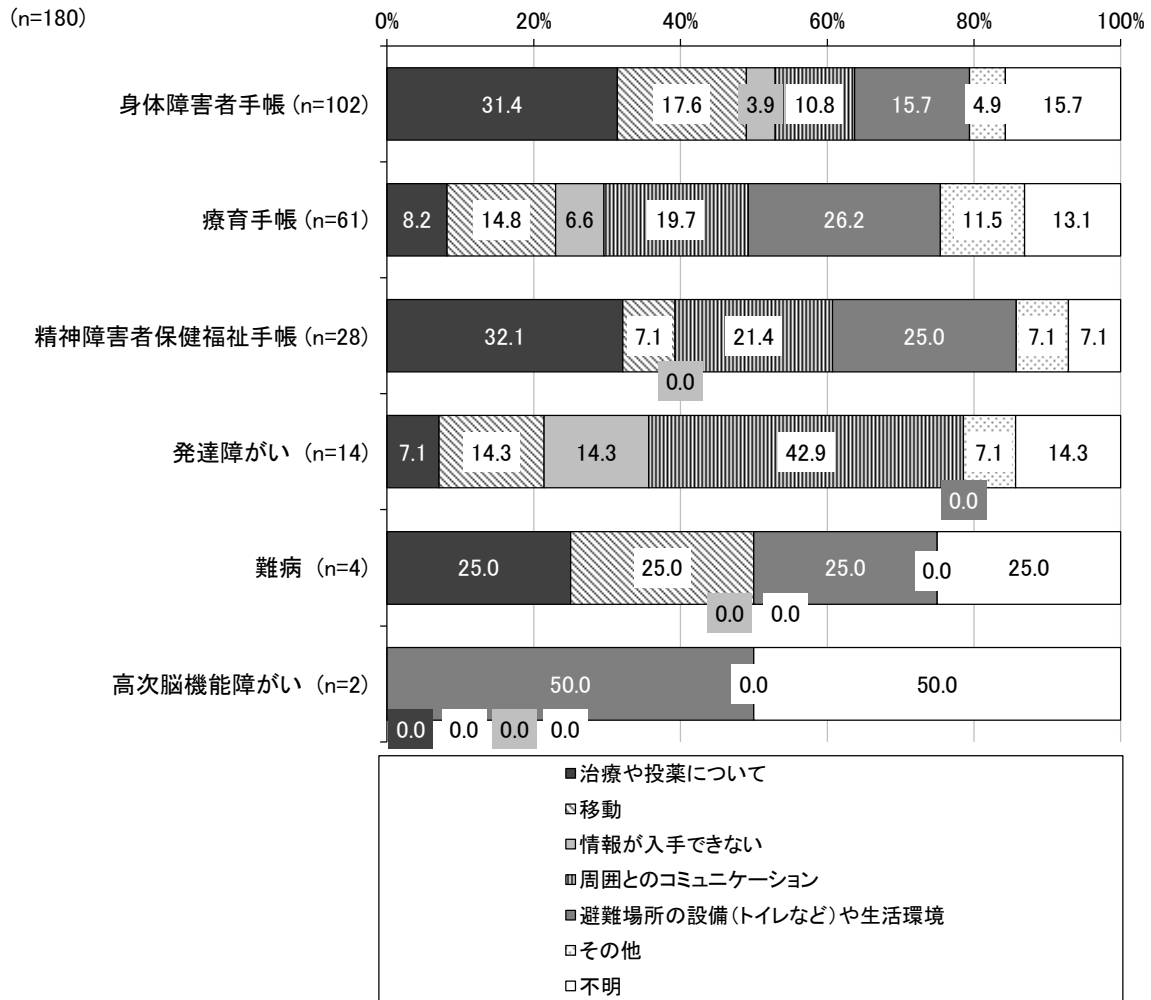
	n	通勤手段	勤務時間や勤務日数	職場の障がい者への理解	勤務場所のバリアフリー等の設備	賃金が低いなど労働条件が悪い	働く場が見つからない	特にない	その他	不明	
											%
全体	180	12.2	13.9	20.0	0.6	13.3	15.6	26.7	10.6	18.9	
手帳種別	身体障害者手帳	102	9.8	13.7	17.6	1.0	12.7	10.8	31.4	5.9	20.6
	療育手帳	61	9.8	8.2	19.7	-	6.6	21.3	24.6	16.4	21.3
	精神障害者保健福祉手帳	28	21.4	25.0	28.6	-	17.9	17.9	17.9	10.7	17.9
	発達障がい	14	7.1	-	21.4	-	14.3	14.3	28.6	-	28.6
	難病	4	-	25.0	-	-	25.0	50.0	25.0	-	-
	高次脳機能障がい	2	-	-	-	-	-	-	50.0	-	50.0

その他の主なものとしては、「通院及び家族の介護」、「歩くことができない」などとなっています。

⑦ 災害や冬の生活について

■火事や地震等の災害時に困ること(単数回答)

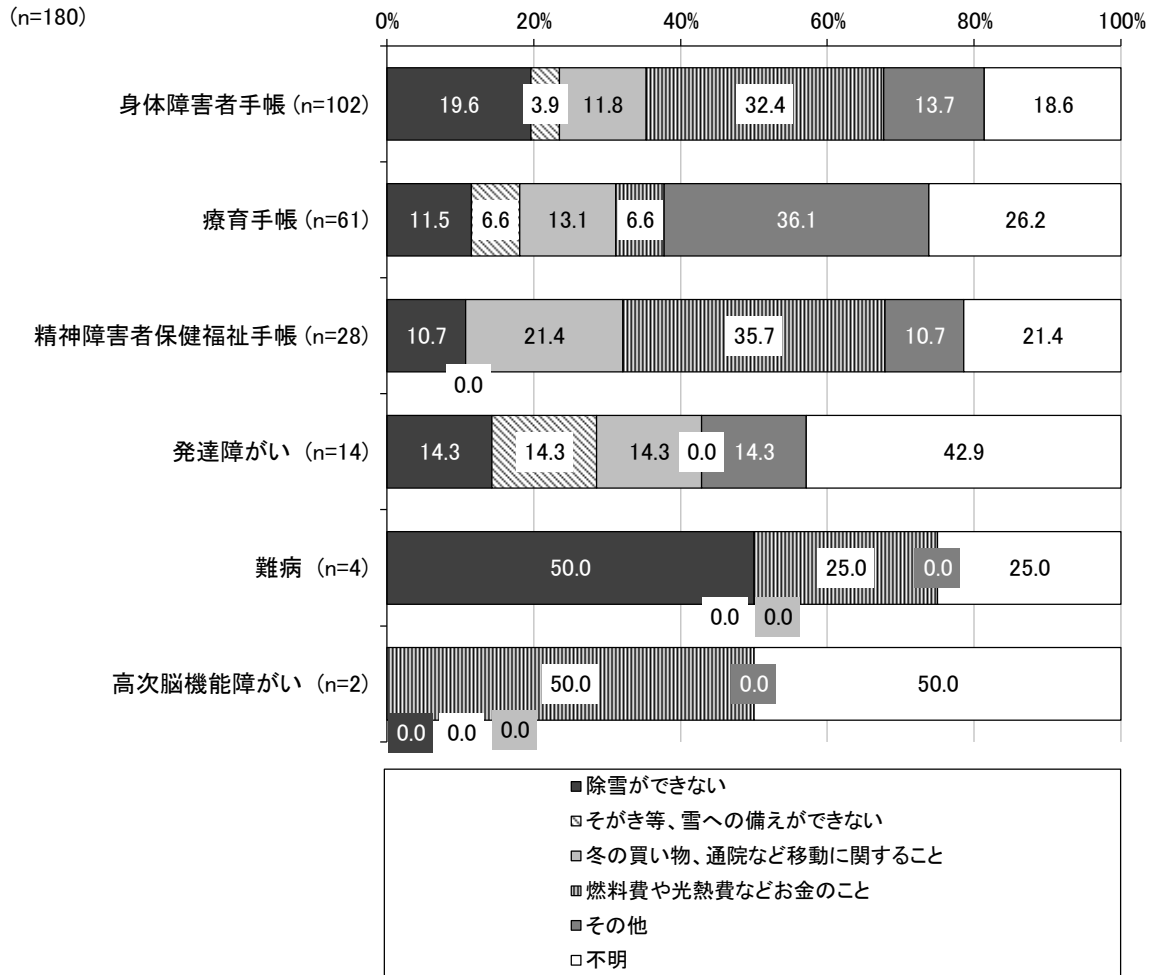
- 所持手帳別にみると、療育手帳では「避難場所の設備(トイレなど)や生活環境」、発達障がいでは「周囲とのコミュニケーション」、その他の区分では「治療や投薬について」が最も高くなっています。



その他の主なものとしては、「家族がいないと何もできない」、「1人で逃げられない」などとなっています。

■冬の生活について、雪で不安なこと(単数回答)

- 所持手帳別にみると、療育手帳では「冬の買い物、通院など移動に関すること」、発達障がいでは「除雪ができない」、「そがき等、雪への備えができない」、「冬の買い物、通院など移動に関すること」、その他の区分では「燃料費や光熱費などお金のこと」が最も高くなっています。

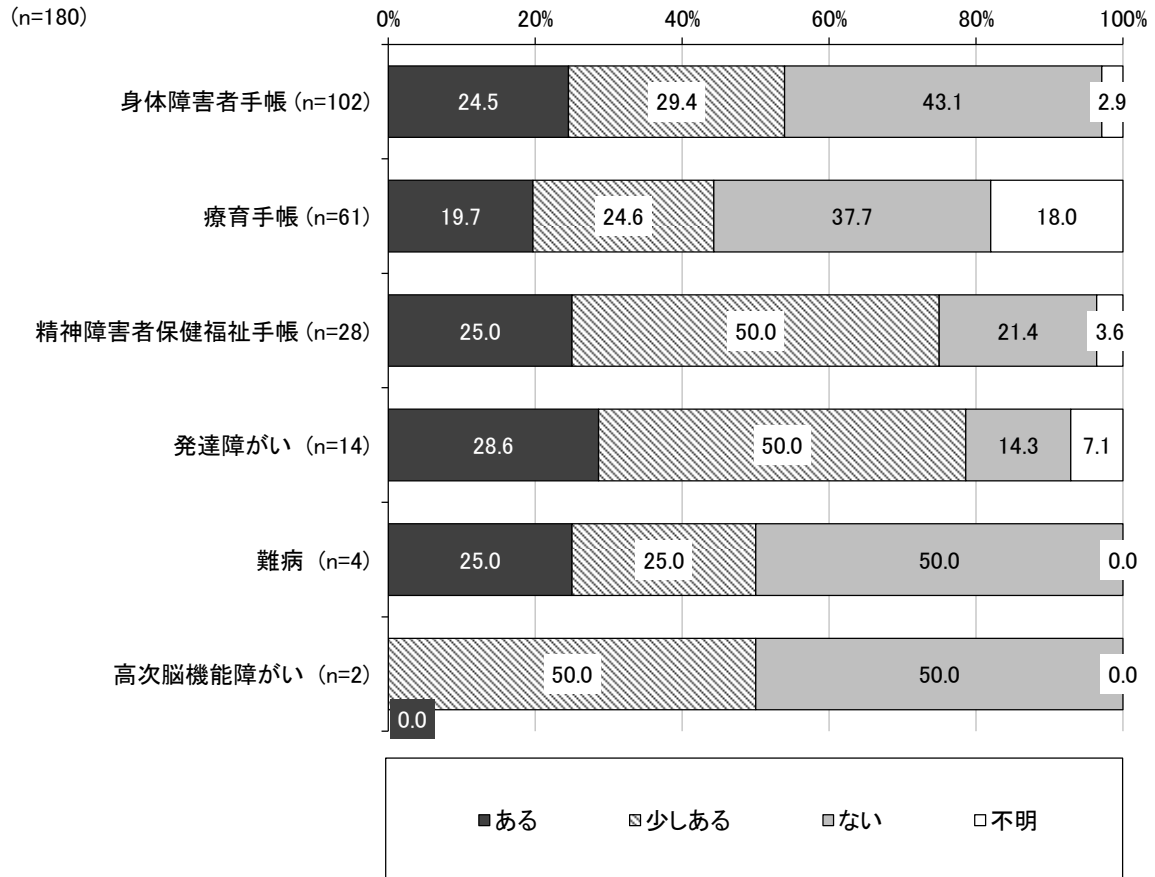


その他の主なものとしては、「業者によって時間の差があり、除雪が遅いこと」、「外出が困難」などとなっています。

⑧ 権利擁護について

■障がいがあることで差別や不快な思いをしたことがあるか(単数回答)

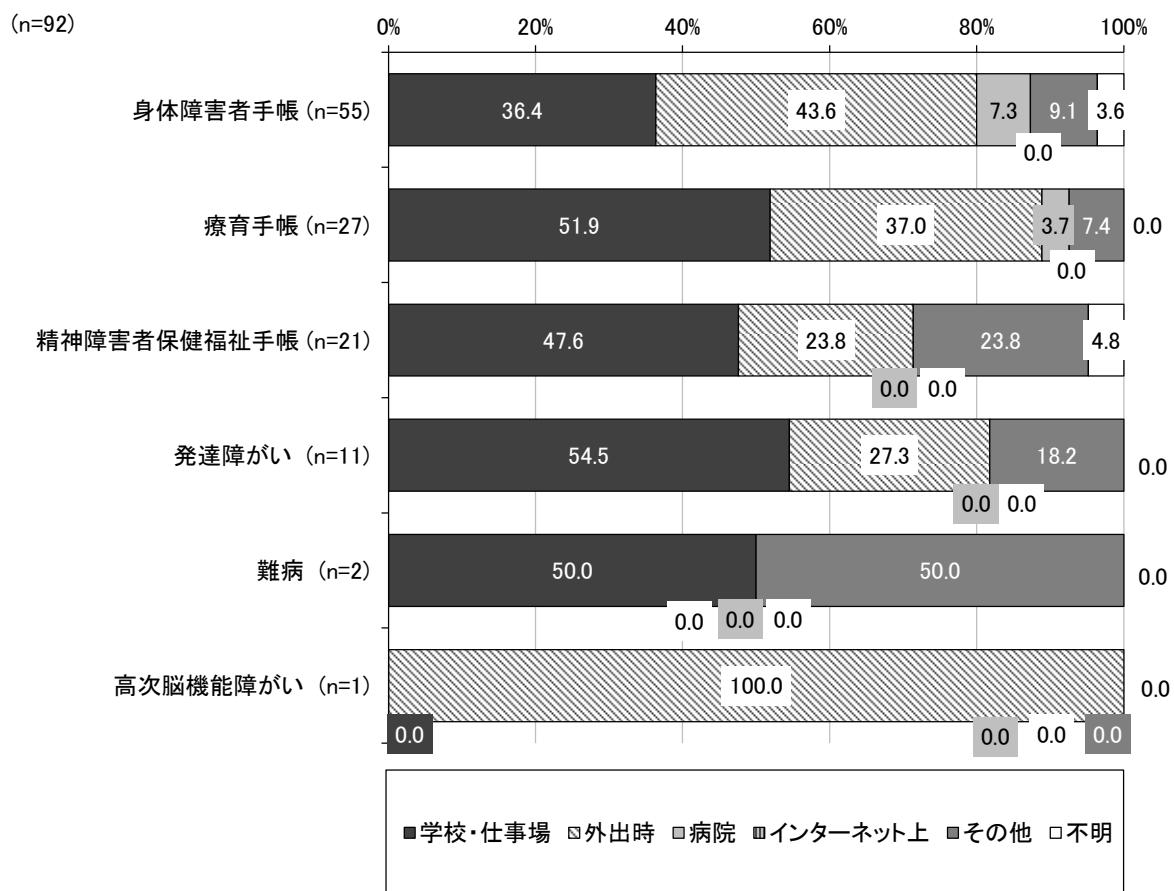
- 所持手帳別にみると、精神障害者保健福祉手帳、発達障がいでは「少しある」、その他の区分では「ない」が最も高くなっています。



※障がいがあることで差別や不快な思いをしたことがあると回答した人

■嫌な思いをした場所・場面(単数回答)

- 所持手帳別にみると、身体障害者手帳では「外出時」、その他の区分では「学校・仕事場」が最も高くなっています。

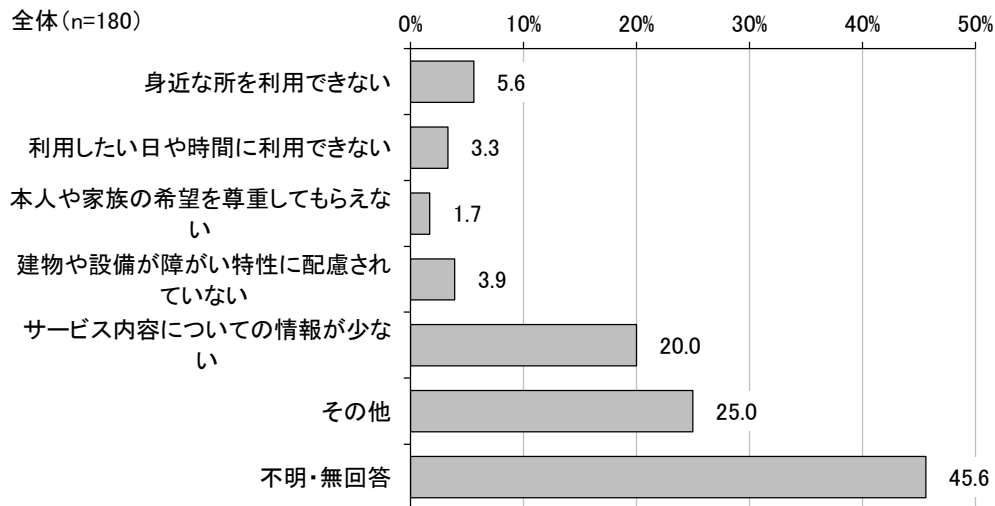


その他の主なものとしては、「幼稚園」、「地域活動」などとなっています。

⑨ サービスについて

■現在利用している障がい福祉サービスで不安・不満に思うこと(複数回答)

- 所持手帳別にみると、全区分において「サービス内容についての情報が少ない」が最も高くなっています。



【所持手帳別】

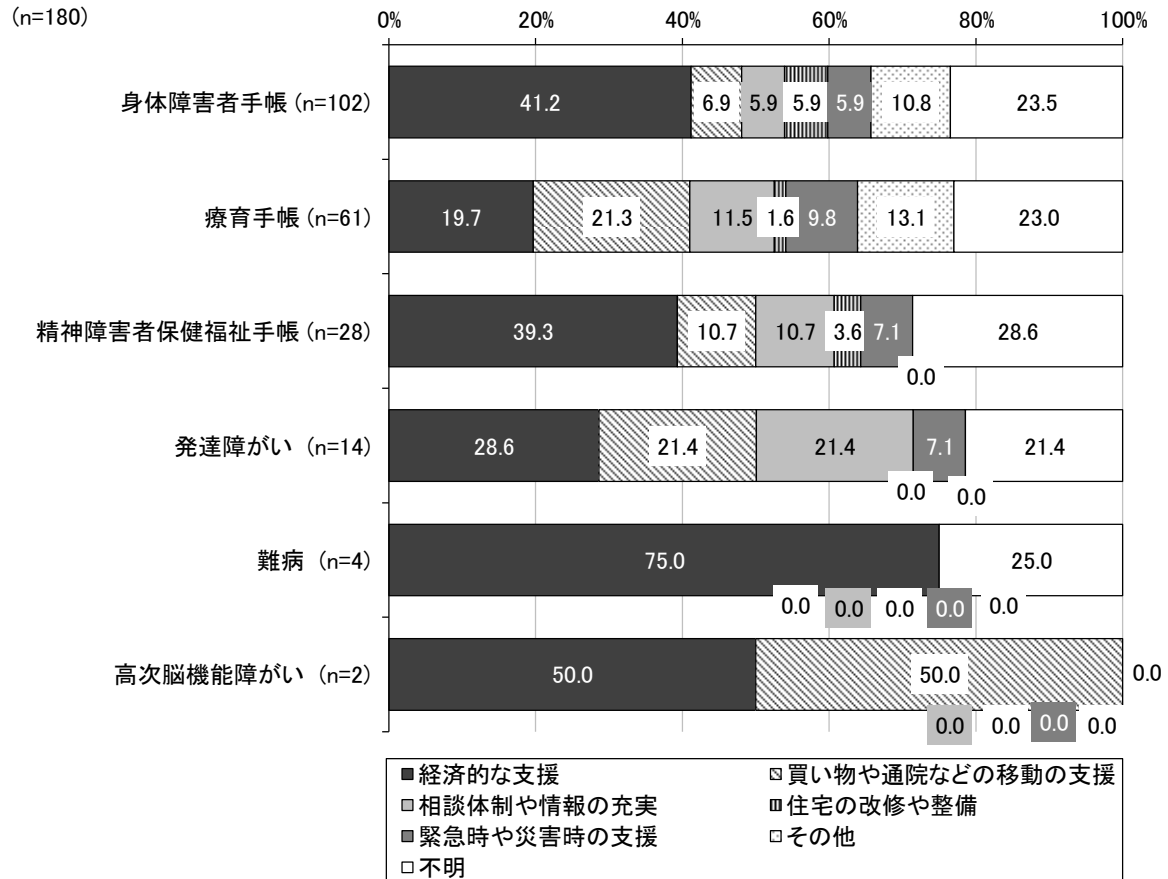
	n	身近な所を利用できない	間に利用したい日や時間	本人や家族の希望を尊重してもらえない	建物や設備が障がい特性に配慮されていない	サービスの情報が少ない	その他	不明	
									%
全体	180	5.6	3.3	1.7	3.9	20.0	25.0	45.6	
手帳種別	身体障害者手帳	102	6.9	2.0	2.0	2.0	19.6	18.6	52.9
	療育手帳	61	1.6	3.3	3.3	8.2	18.0	37.7	34.4
	精神障害者保健福祉手帳	28	3.6	7.1	-	3.6	28.6	14.3	46.4
	発達障がい	14	7.1	7.1	7.1	21.4	28.6	21.4	28.6
	難病	4	25.0	-	-	-	-	25.0	50.0
	高次脳機能障がい	2	-	-	-	-	-	-	100.0

その他の主なものとしては、「市のサービスが分からない」、「利用していない」などとなっています。

⑩ 地域とのかかわりについて

■尾花沢で生活するうえであればよいと思う支援(単数回答)

- 所持手帳別にみると、療育手帳では「買い物や通院などの移動の支援」、その他の区分では「経済的な支援」が最も高くなっています。

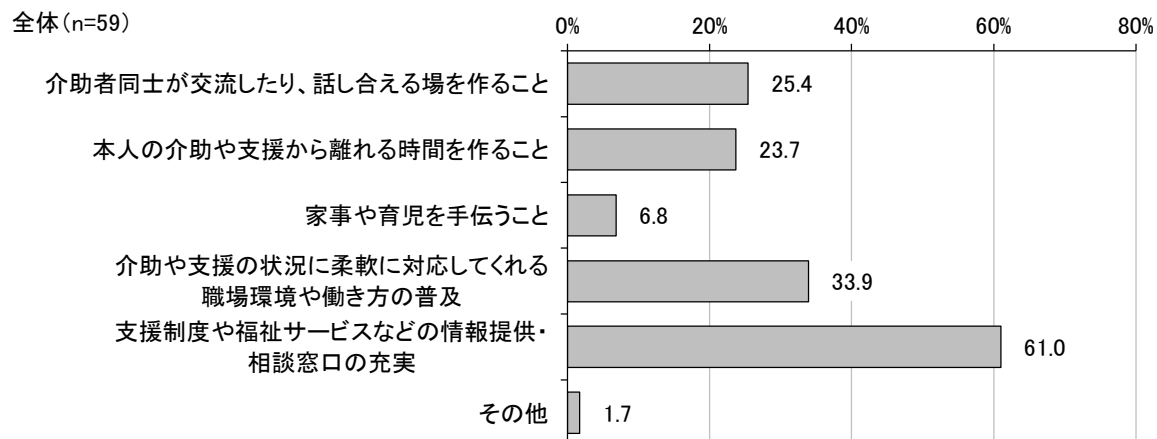


その他の主なものとしては、「除雪支援」、「障がい者の高齢化に対応する支援」などとなっています。

⑪ 介助しているご家族、保護者の方のニーズ

■介助する人への支援として力を入れてほしいこと(複数回答)

- 所持手帳別にみると、全区分において「支援制度や福祉サービスなどの情報提供・相談窓口の充実」が最も高くなっています。



【所持手帳別】

所持手帳別	n	話し合える場を作ること	本人の介助や支援から離れる時間を作ること	家事や育児を手伝うこと	働き方の普及	支援制度や福祉サービスなどの情報提供・相談窓口の充実	その他
		%	%	%	%	%	%
全体	59	25.4	23.7	6.8	33.9	61.0	1.7
身体障害者手帳	28	25.0	32.1	7.1	28.6	57.1	3.6
療育手帳	26	23.1	19.2	7.7	46.2	61.5	-
精神障害者保健福祉手帳	9	11.1	33.3	-	11.1	77.8	-
発達障がい	6	-	33.3	16.7	33.3	66.7	-
難病	1	-	-	-	100.0	-	-
高次脳機能障がい	1	-	100.0	-	-	-	-

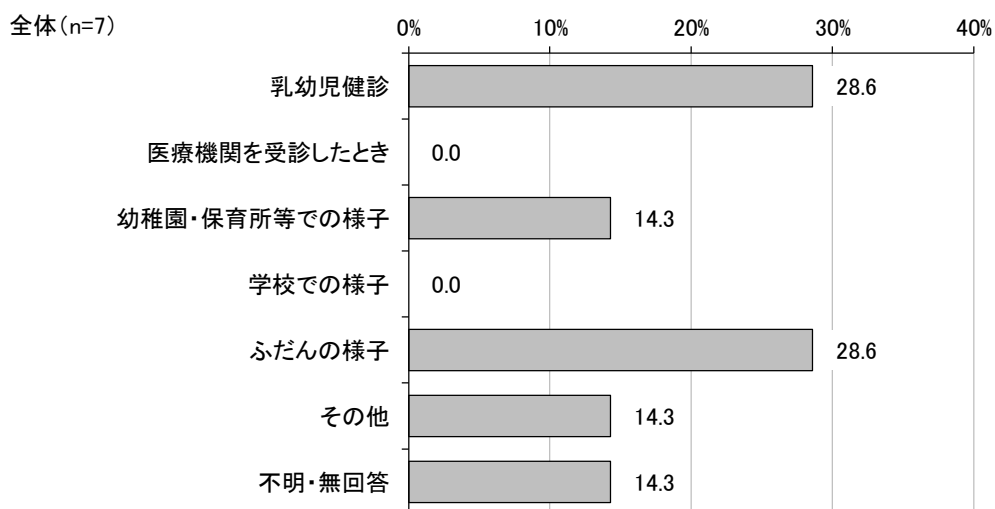
※「不明」を除いて集計。

その他の主なものとしては、「よく分からない」などとなっています。

⑫ 保育や教育について(※18歳未満の方のみ)

■障がいや発達の不安に気づいたきっかけ(単数回答)

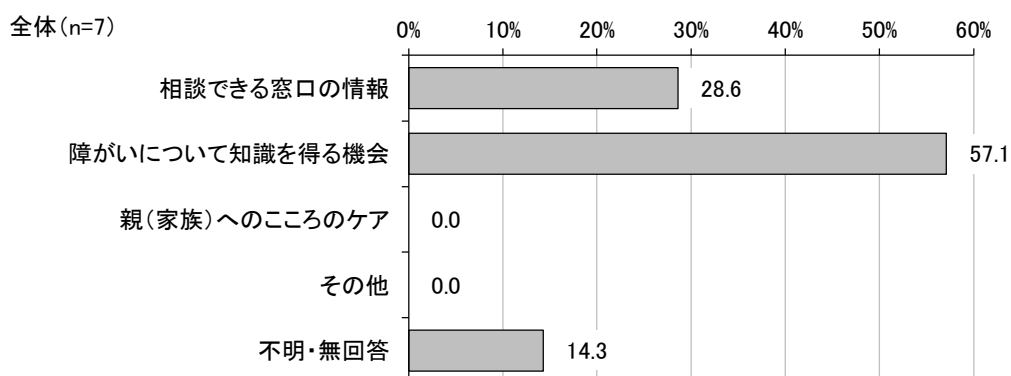
- 全体では「乳幼児健診」、「ふだんの様子」が28.6%と最も多く、次いで「幼稚園・保育所等での様子」が14.3%となっています。



その他の主なものとしては、「出産後すぐに、産婦人科医に検査をするように勧められたため」、「怖さを感じたため」などとなっています。

■医療機関や専門相談機関に受診・相談するために、特にどのような支援が得られればよいか(複数回答)

- 全体では「障がいについて知識を得る機会」が57.1%、次いで「相談できる窓口の情報」が28.6%となっています。



3. 計画の評価検証

障がい者計画に位置づけられた取り組みの進捗状況等については、以下の通りです。

基本目標1 ライフステージと障がいの特性に応じた仕組みづくり・社会づくり

1-1 障がい児への保育・教育の推進

No	内容	担当課	進捗の評価・課題など	
1	こんにちは赤ちゃん訪問・相談支援の実施	健康増進課	十分できた	<p>取り組み内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 子育て世代包括支援センターにおいて、全ての産婦・乳幼児の訪問を実施した。 ◆ 幼保・小・中の連携をしながら特別支援教育支援員や特別支援コーディネーター研修を実施した。 ◆ 県主催等の研修会への参加を通し、障がいに対する理解を深めるとともに、職員のスキルアップを図った。 ◆ 個別の指導計画や就学指導について、改善の必要な部分への指導を行い、就学指導についても福祉分野と連携して実施した。 ◆ 関係機関と連携し、放課後等デイサービスの充実を図った。 ◆ 新規学卒者向けの企業ガイドブックを送付し、市内企業のPRを行うとともに、それぞれの障がいに応じた就労や地域活動支援センターなどの利用について支援に努めた。 <p>次期計画に向けた課題・支援の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 障がい福祉の多様化に対応するため、継続的に研修会等の学習機会の提供や研修会等への参加促進、職員の障がい福祉の知識向上に努めていく。 ◆ 今後も関係機関と連携しながら、さらに放課後等デイサービスの充実を図っていく。 ◆ 近隣の学校を訪問し、進路の状況を把握しながら企業とのマッチングを行う。 ◆ 就労希望者については、就労先の確保や企業側から理解を得るための取り組みなど、引き続き関係課と連携して求人情報の提供などを行っていく。
2	職員研修の実施・参加促進	こども教育課	十分できた	
		福祉課	概ねできた	
3	特別支援学級等における個別の指導計画や就学指導の充実	こども教育課	十分できた	
4	障がいの重度化や多様化に対応した教育環境の整備促進	こども教育課	十分できた	
5	放課後等の居場所づくり	福祉課	概ねできた	
6	進路指導の充実	商工観光課	あまりできなかった	
		福祉課	概ねできた	

1-2 雇用・就労の支援

No	内容	担当課	進捗の評価・課題など	
7	障がい者雇用に関する啓発・広報活動の実施	商工観光課	概ねできた	取り組み内容 <ul style="list-style-type: none"> 国や関係機関からの情報を企業等にお知らせし、障がい者雇用に対する理解促進に取り組んだ。 相談支援事業所と連携し、就業相談や就業支援を行った。 就労希望者に対して、関係機関と調整を図り、就労継続支援や地域活動支援センターの利用促進に向けた取り組みを実施した。 次期計画に向けた課題・支援の内容 <ul style="list-style-type: none"> 障がい者雇用に関して、各種会合等でも啓発活動を行い、個別相談につなげていく。 様々な就労支援制度があるが、まだ広く知られていないため、啓発活動を充実させていく。 今後も相談支援事業所等との連携を強化し、就業相談や就業支援を実施していく。 障がいのある方が就労後に継続して仕事が行えるよう各種支援を行い、就労希望者の負担軽減を図る。 近年慢性的な人手不足になっており、企業側も障がい者でも働きやすい環境整備が重要になっており、支援制度を活用する際はその点についても積極的に啓発していく。 市ホームページなどで周知を行いながら、物品及び役務の調達を拡大していく。
8	就労支援体制の充実	商工観光課	あまりできなかった	
		福祉課	概ねできた	
9	就労継続支援や地域活動支援センター利用の促進	福祉課	概ねできた	
10	就労の場の確保や環境の整備促進	商工観光課	あまりできなかった	
		福祉課	あまりできなかった	
11	障がい者就労施設などからの優先調達の推進	福祉課	あまりできなかった	

1-3 スポーツ活動及び文化・芸術活動等の推進

No	内容	担当課	進捗の評価・課題など	
12	スポーツ・文化活動の場の充実	社会教育課	概ねできた	取り組み内容 <ul style="list-style-type: none"> 市民文化祭の出品など、活動の場の充実を図った。 障がいのある方自身がスポーツ大会などに参加しやすいよう支援を行った。また、障がい者団体が行うスポーツ、文化活動に対して後援を行うなど支援を行った。 社協と連携して、各種ボランティア活動への参加を呼びかけた。 障がいにより情報収集ができないなど、情報格差が生じないように、障がいの特性に配慮しながら情報発信に努めた。 次期計画に向けた課題・支援の内容 <ul style="list-style-type: none"> 障がいのある方の生きがいづくりとして、社会福祉協議会やボランティア団体の協力を得ながら、スポーツ大会等への参加を支援していく。 障がい者団体等の活動について、連携を希望する団体等がある場合には前向きに検討する。 引き続きボランティア活動への参加を推進していく。 情報のバリアフリー化について、今後も情報格差が生じないように努めていく。 今後、新しいスポーツイベントを検討しており、多種多様な方が参加できる取り組みを推進する。
		福祉課	概ねできた	
13	障がい者団体等の活動の支援	社会教育課	未実施	
		福祉課	概ねできた	
14	ボランティア活動の推進	福祉課	概ねできた	
15	情報のバリアフリー化の推進	福祉課	概ねできた	
16	スポーツ活動への参加支援	社会教育課	あまりできなかった	

基本目標2 思いやり・助け合いの心で育む共生の関係づくり

2-1 保健・医療サービスの充実

No	内容	担当課	進捗の評価・課題など	
17	各種医療費助成の実施	健康増進課	十分できた	取り組み内容 <ul style="list-style-type: none"> 医療費助成について、重度心身障がい者・障がい児医療給付事業、自立支援医療、特定疾病療養受療証の交付等を実施した。 県難病支援センターと連携し必要な方への相談サポートを実施した。 各種障害者手当について、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当等を支給した。
		福祉課	概ねできた	
18	難病患者に関する支援の推進	健康増進課	概ねできた	
19	各種障害者手当等の支給	福祉課	概ねできた	

2-2 生活支援サービスの充実

No	内容	担当課	進捗の評価・課題など	
20	障がい者のニーズに応じたサービスの提供	福祉課	概ねできた	取り組み内容 <ul style="list-style-type: none"> 相談内容に応じ、適切なサービスの提供に努めた。 福祉施設入所者や入院中の精神障がい者の地域生活移行の支援について、病院の相談員や相談支援事業所と連携して取り組んだ。 補装具や日常生活用具の給付について、窓口等で適切な案内や相談を実施した。 次期計画に向けた課題・支援の内容 <ul style="list-style-type: none"> 障がい者一人ひとりの生活や周りの環境によって、必要とするサービスが多様であるため、相談支援事業所等と連携を図りながら、サービス提供を推進していく。 社会福祉法人等に対しグループホーム整備への参入を働きかけていく。また、短期入所等の施設を利用するサービスについて、事業者に働きかけを行いながら、連携を図っていく。 関係機関と連携しながら、地域活動支援センターの利用促進に努めていく。 障がい者支援施設やグループホーム等を利用して障がいのある方が、自立した生活を送ることができるよう、関係機関等と連携しながら進めていく。 施設入所者や入院中の精神障がい者の地域生活移行については、グループホーム等の情報を共有しながら、地域への移行体制を整備していく。
21	グループホーム等の整備促進	福祉課	あまりできなかった	
22	短期入所等の確保	福祉課	あまりできなかった	
23	地域活動支援センターの利用促進	福祉課	あまりできなかった	
24	自立生活援助サービスの活用	福祉課	あまりできなかった	
25	施設入所者や入院中の障がい者の地域生活移行の支援	福祉課	概ねできた	
26	補装具や日常生活用具の給付の推進	福祉課	概ねできた	

2-3 相談支援・情報提供の充実・強化

No	内容	担当課	進捗の評価・課題など	
27	各相談員等と連携し、相談体制を充実	福祉課	概ねできた	<p>取り組み内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 民生委員・児童委員等と連携し、活動支援と情報共有に努め、相談体制の整備に努めた。 ◆ 月1回の心の相談会のほか、随時電話相談対応、家庭訪問等を保健所と連携し実施した。また、自殺予防対策として、サポーター養成講座、小学生向け SOS 講座を実施した。 ◆ ライフステージに応じた相談支援について、各関係機関との連携を図り、個々の状況に対応した支援に取り組んだ。 ◆ 「尾花沢市福祉・保健サービス」を作成し、各種サービスや助成制度についてホームページ等で周知したほか、区長会や民児協で配布した。 ◆ 運動・芸術・文化に関するイベントについて、市ホームページやポスター掲示などを行い、周知を図った。 ◆ 障がいのある方の権利を擁護する成年後見制度について、「尾花沢市福祉・保健サービス」やホームページ等で周知を図った。 <p>次期計画に向けた課題・支援の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 市民の身近な相談窓口である民生委員・児童委員等と関係機関との情報共有や相談体制について、連携強化に努めていく。 ◆ 健康相談や訪問指導、療育相談、こころの健康相談などの各事業所と医療機関や保健師との連携を強化し、より専門性の高いアドバイスや本人・保護者等の生活状況に応じた支援に取り組む。 ◆ 障がいのある方に対する公共施設や公共交通機関サービスなどの利用促進に向けた取り組みについて検討する。 ◆ 積極的に市民文化祭やスポーツイベントなどへの参加を促す。 ◆ イベントの周知について、障がいのある方の個々のニーズに応じた情報発信を検討する。 ◆ 成年後見制度の周知が進んでいないことから、引き続き周知を図っていく。
28	こころの健康づくりの推進	健康増進課	十分できた	
29	ライフステージに応じた相談支援の実施	福祉課	概ねできた	
30	各種サービスの情報提供	福祉課	概ねできた	
31	運動・芸術・文化に関するイベントの周知	社会教育課	あまりできなかった	
		福祉課	概ねできた	
32	権利擁護制度の周知	福祉課	概ねできた	

基本目標3 安全・安心で人にやさしいまちづくり

3-1 バリアフリーの推進

No	内容	担当課	進捗の評価・課題など	
33	公共施設のバリアフリー化及びユニバーサルデザインの推進	建設課	概ねできた	取り組み内容 <ul style="list-style-type: none"> 既存の公共施設、道路、公園等のバリアフリー化及びユニバーサルデザインの推進に努め、新設する際にも積極的にバリアフリー化を働きかけた。 住宅リフォーム支援制度を進め、市民に対して制度が定着してきた。 障がいのある方が自宅での移動や生活等に支障がないように、住宅改修費用に対する助成を実施した。 次期計画に向けた課題・支援の内容 <ul style="list-style-type: none"> 公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザインのほか、今後公園を整備する際はインクルーシブ遊具の導入も検討し、誰もが一緒に楽しめる施設整備を図っていく。 住宅リフォーム支援制度について、引き続き周知を図っていく。 住宅改修費用の助成制度について、あまり認知されていないことから、さらなる制度の充実を図るとともに、制度の周知に努めていく。
34	民間施設のバリアフリー化及びユニバーサルデザインを促進	建設課	概ねできた	
35	住宅改修費用の助成	福祉課	概ねできた	

3-2 障がいに対する理解の促進

No	内容	担当課	進捗の評価・課題など	
36	「心のバリアフリー」の周知・啓発	福祉課	あまりできなかった	取り組み内容 <ul style="list-style-type: none"> 令和3年3月に「尾花沢市障がいのある方もない人も共に生きるまちづくり条例」を制定した。 虐待防止への啓発については、平成24年に障害者虐待防止センターを設置し、窓口での対応を実施した。 ヘルプマークについては、希望される方に対し、窓口で配布した。 虐待防止について、福祉サービス事業所等と要保護児童対策地域協議会を中心に、保育園や学校等と連携し、早期発見、未然防止に努めた。 北村山地域自立支援協議会を中心とした連携強化について、協議会や各専門部会における情報共有を行いながら、連携を図った。 次期計画に向けた課題・支援の内容 <ul style="list-style-type: none"> 今後、市ホームページなどで「心のバリアフリー」について周知・啓発に努めていく。 市のホームページなどで障がいのある方への理解を進める広報、啓発活動を実施するとともに、「障害者差別解消法」に関する周知を併せて図っていく。また、条例の周知に努めていく。 細かい情報の共有不足が課題となっており、市と関係機関の役割を明確化し、連携強化を図っていく。 ヘルプマークについて、今後関係機関と連携しながら、さらなる普及促進を図っていく。 関係機関との連携をさらに強化し、虐待の早期発見、未然防止に対する体制を整備することが求められている。 北村山地域自立支援協議会について、各専門部会を含め、定期的に会議を開催していく。
37	市民の理解促進	福祉課	あまりできなかった	
38	条例の制定	福祉課	概ねできた	
39	虐待の防止の啓発	福祉課	概ねできた	
40	ヘルプマークの普及の促進	福祉課	概ねできた	
41	関係機関と連携した虐待の早期発見と未然防止	福祉課	十分できた	
42	北村山地域自立支援協議会を中心とした関係機関との連携強化	福祉課	概ねできた	

3-3 移動手手段の確保

No	内容	担当課	進捗の評価・課題など	
43	外出目的に応じた移動支援の周知と提供	福祉課	概ねできた	<p>取り組み内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉タクシー券、リフト付きタクシー券、給油券などを交付し、障がいのある方への移動支援を実施した。 屋外での移動が困難な障がいのある方に対し、地域支援事業として移動支援を実施した。 人工透析を行うために通院する必要がある障がい者に対して、通院に要する交通費の一部を助成した。 身体障がいのある方が自ら運転などするため、自動車の改造等に要する経費の一部を助成した。 <p>次期計画に向けた課題・支援の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共交通機関の割引制度の周知がやや不十分であったことから、今後周知に努めていく。 同行援護・移動支援や外出支援サービスについて、関係機関で協議・検討を進めていく。 障がい者の経済的負担を軽減するため、今後も継続して助成を実施していく。 障がい者や障がい者を介護される方の経済的負担を軽減するため、今後も継続して助成を実施していく。
44	同行援護・移動支援の実施	福祉課	概ねできた	
45	外出支援サービス事業の実施	福祉課	あまりできなかった	
46	じん臓機能障がい者、人工透析通院交通費の助成	福祉課	十分できた	
47	障がい者用自動車改造費の助成	福祉課	概ねできた	

3-4 防災体制の強化・連携の強化

No	内容	担当課	進捗の評価・課題など	
48	要援護者台帳の整備及び情報共有の再検討	福祉課	概ねできた	<p>取り組み内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報共有に係る再検討を進め、区長や民生委員・児童委員等と連携しながら台帳の整備を進めた。 コロナ禍により、総合防災訓練が実施できず、図上訓練を主に実施した。 市内社会福祉施設と福祉避難所に関する協定を締結しており、協定に基づき非常食等の備蓄を進め、避難所の機能強化を進めた。 <p>次期計画に向けた課題・支援の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 要援護者の情報共有について、関係団体等と検討を進めていく。 土砂災害警戒区域等在住者を優先に、避難行動要支援者名簿に基づき個別避難計画整備を進める。また、最新の情報となるよう定期的な更新に努める。 共助の取り組みを自主防災会などの団体に対し働きかけを行いながら、訓練についてもより実践的な内容になるよう、関係団体等と連携・協力を図っていく。 協定に基づいた災害時の初動体制についての協議の場を設け、発災時の避難誘導方法や情報発信について検討を進める。
		防災危機管理課	概ねできた	
49	防災訓練等の推進及び協力者との連携の構築	防災危機管理課	概ねできた	
50	福祉避難所等の整備	防災危機管理課	概ねできた	

4. 課題の整理

1. 障がいに対する理解や配慮の促進

差別や偏見、不快な思いをしたことがあるかについて、当事者アンケートでは「ある」、「少しある」と答えた方は、全体で5割以上と3年前の調査より若干増加しており、特に発達障がいでは「ある」が他と比べて高くなっています。

本市では様々な機会において障がいに対する理解促進を進めているものの、引き続き様々な場面において、障がいや障がい者への理解を深める取り組みが必要不可欠です。特に、誰もが発症する可能性がある精神疾患や精神障がいへの正しい理解を育み、認め合い助け合う共生社会の実現に向け、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築や、法律・制度の周知や啓発、また福祉教育に取り組むことが重要です。

加えて、障がい者の主体的な活動や障がい者を支える団体の活動を支援するため、活動をサポートするボランティア制度等の仕組みづくりが必要です。

2. 生活支援の充実

当事者アンケートでは、現在利用しているサービスとして「生活介護」のほか、「施設入所支援」「相談支援」が多くなっており、利用意向も高くなっています。

障がいの程度にかかわらず、障がい者が地域の一員として安心して自分らしく暮らすためには、医療(精神科医療、一般医療)、障がい福祉、介護、住まい、社会参加(就労)、地域の支え合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築をめざす必要があります。

そのため、基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の充実を図るとともに、関係機関との連携強化を図り、それぞれの障がいの特性や生活環境等に応じた多様な支援や福祉サービスを提供することが重要です。さらに、サービスの拡大にあたっては、サービス提供事業所や近隣市町村とも連携を図りながら、適切な障がい福祉サービスの提供に努めることが必要です。

3. 安心して生活する環境の整備

本市では、これまで生活環境の整備についての取り組みは進めてきているものの、当事者アンケートでは火事や地震などの災害時、一人で避難できるかについて、「できない」、「わからない」と答えた方を合わせて、5割以上と高い状況です。そのほかにも、火事や地震等の災害時に困ることとして、身体障がいや精神障がいの方から「治療や投薬について」や「避難場所の設備(トイレなど)や生活環境避難場所の設備(トイレなど)や生活環境」などが挙げられています。

また、令和3年の災害対策基本法の改正により、障がいのある方を含む避難行動要支援者について、個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされており、今後、市でも一人ひとりの状況に応じた個別避難計画の策定を進め、障がいのある方の避難支援体制の充実・強化を図ることが求められています。

4. 障がい児支援の充実

当事者アンケートでは、医療機関や専門相談機関に受診・相談するために、特にどのような支援が得られればよいかについて、「相談できる窓口の情報」や「障がいについて知識を得る機会」が高くなっており、園・学校生活のほか、その後のライフステージについても切れ目のない支援が求められています。

また、全国的に発達障がいの認知が広まり、障がい児福祉サービスの利用実績も増えており、引き続き障がい児福祉サービスの質と量の確保に努めるほか、保育を含めた福祉と教育・医療等との分野横断的な連携による支援が求められます。

5. 多様な社会参加への支援

障がいのある方の就労の促進に向けては、障害者雇用促進法の改正により、法定雇用率の見直し等が行われたものの、厚生労働省によると民間の法定雇用達成企業の割合は48.3%（令和4年）と半数以下になっており、全国的に進んでいない状況となっています。

本市においても、当事者アンケートでは、現在就労をしてるかについて、「していない」が最も高く、「就労のためのサービス」について利用したいと答える方も一定数みられています。

障がいがあっても一人ひとりが能力を発揮し、働くことができる環境の整備に向けて、引き続き就労相談から職場定着支援、生活相談まで一貫した支援の拡充に努めるとともに、企業や雇用主への理解啓発に取り組むことが必要です。

また、社会参加を就労のみととらえず、趣味や文化芸術活動、スポーツ、地域活動やボランティアなど、障がいの有無にかかわらず地域や社会と様々な接点を持ち、喜びや楽しみを共有し、認め合い支え合うことができるよう、地域の様々な団体等と連携し、障がいのある方の社会参加を促進する取り組みの充実が求められます。

第 3 章

計画のめざす方向

1. 基本理念

本市では、「第7次尾花沢市総合振興計画」において、福祉分野では、「健康長寿と絆のまち」を掲げ、様々な福祉施策を推進しています。特に障がい福祉分野では、ノーマライゼーションの考えをもとに、障がいの有無にかかわらず、全ての人々が一般社会の中で、その人らしく生活することが当然の姿であり、平等な条件でともに暮らしていける社会の実現をめざしてきました。

本計画では、前計画の基本理念や「第7次尾花沢市総合振興計画」などを踏まえ、障がいのある方もない方も互いを理解し、支え合って生きていく地域共生社会の実現をめざし、基本理念を以下の通りとします。

**誰もが共に自分らしく暮らす
住みたいまち 住み続けたいまち**



2. 基本目標

基本目標1 ライフステージと障がいの特性に応じた仕組みづくり・社会づくり

障がいのある方が自分らしく生き活きと育つために、インクルーシブ教育*を推進するとともに、障がいの早期発見・療育支援、幼稚園・保育所・学校・卒業後のそれぞれの段階で切れ目のない支援の充実に努めます。また、個々の状況や障がいの特性に合わせた雇用・就労、生涯学習活動・スポーツ活動への支援を行い、主体的な活動を支える取り組みを推進します。

基本目標2 思いやり・助け合いの心で育む共生の関係づくり

地域共生社会をめざし、障がいのある方が地域で充実した社会生活を送ることができるよう各種福祉サービスの質の向上を進めながら、障がいのある方だけでなく、その支援する人や家族に向けても幅広く対応できるよう情報提供、相談窓口の体制整備に努めます。また、障がいの特性によっては、医療機関への受診が困難な人や、診断・治療の際の意思疎通が困難な人もいるため、誰もが適切な治療を受け、正確な情報が得られるよう支援を行います。

基本目標3 安全・安心で人にやさしいまちづくり

公共空間をはじめ、市全体でバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進に取り組みます。また、災害時に安全に避難することができるよう、災害時の支援体制の充実に努めます。そのほか、障がいのある方への差別解消に向けた取り組みの強化、地域間の交流を図りながら人権啓発や人権教育などを推進することにより、障がいのある方の人権尊重に対する理解と協力を促進し、福祉の意識を高めます。

*インクルーシブ教育:子どもたち一人ひとりが多様であることを前提に、障がいの有無にかかわらず、誰もが望めば自分に合った配慮を受けながら、地域の通常学級で学ぶことをめざす教育理念と実践プロセスのこと。

3. 施策の体系

基本理念

基本目標

施策の展開

誰もが共に自分らしく暮らす
住みたいまち
住み続けたいまち

1

ライフステージと
障がいの特性に
応じた仕組みづくり・
社会づくり

- 1-1 障がい児への保育・教育の推進
- 1-2 雇用・就労の支援
- 1-3 スポーツ活動及び文化・芸術活動等の推進

2

思いやり・助け合いの
心で育む共生の
関係づくり

- 2-1 保健・医療サービスの充実
- 2-2 生活支援サービスの充実
- 2-3 相談支援・情報提供の充実・強化

3

安全・安心で
人にやさしい
まちづくり

- 3-1 バリアフリーの推進
- 3-2 障がいに対する理解の促進
- 3-3 移動手段の確保
- 3-4 防災体制の強化・連携の強化

第4章

障がい者計画

基本目標 1

ライフステージと障がいの特性に応じた 仕組みづくり・社会づくり

現状と課題

◎子どもの成長に合わせた切れ目のない適切な支援が求められています。

- 障がいのある子どもについて、障がいの軽減や基本的な生活能力を身につけるためには、障がいの早期発見・早期支援が重要です。本市では、子育て世代包括支援センターにおいて妊娠・出産・育児の切れ目のない支援を実施し、早期発見に努めるとともに、「こんにちは赤ちゃん訪問」など各種取り組みにより、早期支援を進めています。
- 障がいのある子どもが、自分らしく生き活きと育つためには、乳幼児期からの一貫した支援が重要となっています。また、障がいの重度化・多様化への対応、医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築が求められています。
- 本市では、各保育園・幼稚園で障がい児の受け入れや重度障がいを持つ乳幼児とその保護者の交流を図るために、おもだか保育園内の「なかよし組」の設置などを実施しています。また、就学児についても、小中学校には特別支援学級を設置しています。
- 障がいに応じた適切な支援機関として、山形県中央児童相談所や山形県立こども医療療育センターがあります。
- 障がいのある子どもの社会的な自立をめざし、特別支援教育の充実を図るとともに、地域の学校や支援学校、関係機関などとの緊密な連携を図りながら、子ども一人ひとりの特性に応じて、能力や可能性を伸ばす適切な教育的配慮が求められています。

◎障がいのある方が安心できる就労機会の提供が求められています。

- 就労は自立した生活の基盤になるとともに、生きがいや社会参加の面で大きな役割を持ち、障がいのある方の適性や能力に応じた就労の場の確保が求められています。また、一般企業への就労の確保と継続に向け、受け入れ企業の理解・協力を深め、ハローワークなど関係機関と連携を図りながら職場環境の整備に関する制度などの啓発を行い、職場訓練の機会拡大や就職相談などの就労支援体制の整備を進めていくことが必要です。
- 令和4年4月に障害者雇用促進法が改正され、事業主の責務として障がい者の職業能力の開発及び向上が含まれることの明確化や週所定労働時間10時間以上20時間未満で働く重度の障がい者や精神障がい者の実雇用率への算定による障害者の多様な就労ニーズを踏まえた働き方の推進などが含まれるようになったほか、令和6年4月には、障がいのある方の法定雇用率がさらに引き上げられることで、障がい者雇用に向けた理解促進や具体的な取り組みが重要となっています。

■本市では、昭和58年度から職親制度推進事業に取り組んでおり、平成26年度には特定非営利活動法人による「就労継続支援事業所(B型)はながさ」、平成29年度には医療法人による「就労支援センター(B型)すまいるわーく」が開設され、障がい者の雇用促進と職場への定着を支援してきました。

◎障がいのある方の社会参加の推進が求められています。

■生涯学習・スポーツ活動などを充実させることは、障がいのある方の生きがいや社会参加の促進につながり、生活の質の向上を図るために大きな役割を果たしています。

■「障害者文化芸術活動推進法」(平成30年)、「読書バリアフリー法」(令和元年)、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」(令和4年)など、全ての障がい者が、社会を構成する一員として、文化芸術活動、余暇活動など様々な分野の活動に参加するための支援施策や情報のバリアフリー化のための法律が公布されています。

■令和3年に開催された東京パラリンピック、令和7年に東京で開催される予定の聴覚障がいのある方のデフリンピックのほか、知的障がいのある方のスペシャルオリンピックスなど、障がい者スポーツへの関心が高まりつつあります。

■近年、生活に楽しさを求め、自ら積極的に社会参加をし、生きがいを求めるニーズが急速に高まっています。今後は生涯学習・スポーツ活動等を通し、それぞれのライフスタイルに合った生活の豊かさが求められるよう、支援を強化していく必要があります。

施策の展開

施策 1-1

障がい児への保育・教育の推進

No.	事業名	内容	担当課
1	こんにちは赤ちゃん訪問・相談支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・保健師が乳幼児のいる家庭を訪問し、母子の健康保持を図るとともに、障がいの早期発見、療育相談に努めます。 ・育児の不安や悩み、育児ストレスの解消を図るために、訪問指導体制の確立に向け関係各課・機関と検討を進めていきます。 ・障がいのある方の状況が多様化しているため、こまめな訪問やコーディネーターを配置するなど、相談体制を整備していきます。 	健康増進課
2	医療的ケアを必要とする子どもへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児等コーディネーターを配置し、保健、医療、福祉、教育等の多分野にまたがる関係機関のネットワークを構築し、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進します。 	健康増進課 福祉課
3	職員研修の実施・参加促進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある子どもが身近な地域で一人ひとりの障がいの状況に応じた適切な保育・教育・支援が受けられるよう、職員等の専門的知識の習得に向けた研修会の開催や積極的な参加を促します。 	こども教育課 福祉課

No.	事業名	内容	担当課
4	特別支援学級等における個別の教育支援計画・個別の指導計画や就学指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学級の説明、教育相談などへの積極的な参加のための情報提供や一人ひとりの状況に応じた就学指導に努めていきます。 ・特別な支援が必要な児童生徒について、その実態を踏まえ、個別の教育支援計画や個別の指導計画を見直しながら教育の充実を図っていきます。 	こども教育課
5	障がいの重度化や多様化に対応した教育環境の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある子どもに提供される配慮や学びの場の選択肢を増やし、障がい(医療的ケアを含む)の有無にかかわらず可能な限りともに教育を受けられるように条件整備を進めるとともに、個々の教育的ニーズに最も的確に応える体制整備を進めます。 ・子どもの実態に応じて、各小中学校に特別支援学級を設置するとともに、一人ひとりの状況に応じたインクルーシブ教育の推進を図っていきます。 ・教育環境の充実を図るため、適切な学校生活、学習全般を支援していきます。 	こども教育課
6	放課後等の居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある子どもに対して、放課後や夏休みなどの長期休暇中の居場所として、放課後等デイサービスの充実を図ります。 	福祉課
7	進路指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業後の就労について、障がいのある子どもが日常的、社会的に自立して生活していけるよう、福祉、雇用、教育等の分野の連携を図り、就労先の確保に取り組んでいきます。 	商工観光課 福祉課
8	家庭・教育・福祉の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある子どもが、就学前から卒業後も切れ目なく一貫した指導や支援を受けられるよう、家庭と教育、医療、福祉、就労等の関係機関との継続的かつ重層的な連携を深めます。 	こども教育課 福祉課

施策 1-2

雇用・就労の支援

No.	事業名	内容	担当課
9	障がい者雇用に関する啓発・広報活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいへの知識不足による、障がい者雇用への不安に対し、ハローワーク村山と連携し、企業を対象にした研修会等を実施します。 ・企業が障がい者雇用を積極的に進められるよう、助成金による支援制度や税制上の優遇措置をチラシ等により周知します。 ・「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度(もにす認定制度)*」などを広く周知することにより、障がい者雇用の促進を図ります。 	商工観光課
10	就労支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の就労には、ハローワーク村山を通じた支援体制が確立されており、市の窓口(福祉課と商工観光課)で受けた相談をスムーズにハローワークにつなぐ体制を確立していきます。 ・相談支援事業所と連携し、就業相談や就労支援、職場定着支援など障がいのある方の就労支援や事業所を支援するジョブコーチの活用などに努めます。 ・企業等からの発注促進や障害者就労継続支援事業所等で製造した自主製品の販路拡大など、工賃向上に向けた取り組みについて啓発を推進します。 	商工観光課 福祉課
11	就労継続支援や地域活動支援センター利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいにより一般就労が困難な人に対して、就労や生産活動の機会を提供し訓練を実施する就労継続支援や、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などを行う地域活動支援センターの利用促進を図ります。 	福祉課
12	就労の場の確保や環境の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校やハローワークと連携し、一般就労をめざす生徒への実習の場を確保するなど、希望に沿った就労支援に努めます。 ・職場までの移動手段など、どのような支援が必要かを把握し、関係機関と連携し整備していきます。 	商工観光課 福祉課
13	障がい者就労施設などからの優先調達の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者優先調達推進法に基づき、毎年、調達方針を策定し、市ホームページに掲載します。 ・市ホームページなどで障害者優先調達推進法の周知を図りながら、物品及び役務の調達を拡大します。 	福祉課

*障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度(もにす認定制度):中小企業の障がい者雇用に関する取り組み状況に応じて、厚生労働省が認定する制度のことであり、障がい者雇用積極的に取り組む企業に対してインセンティブを与えることで、中小企業の障がい者雇用を促進することを目的としています。

施策 1-3

スポーツ活動及び文化・芸術活動等の推進

No.	事業名	内容	担当課
14	スポーツ・文化活動の場の充実	・障がいのある方がスポーツや文化芸術に親しみ、生きがいのある生活を送ることができるよう、各種スポーツ大会や、文化活動の発表の場の提供などを通して、健康増進や活動意欲の高揚を図ります。	社会教育課 福祉課
15	障がい者団体等の活動の支援	・障がい者団体が実施するスポーツ、文化活動に対して後援を行うなどの支援を継続して実施します。	社会教育課 福祉課
16	ボランティア活動の推進	・障がいのある方とのふれあいを通じて理解を深める機会となるよう、イベントや行事等の際に付き添いや介助などの活動に携わるボランティアへの参加を呼びかけます。	福祉課
17	情報のバリアフリー化の推進	・日常生活等に必要な情報が、障がいにより収集できないなど情報格差が生じないよう、障がいの特性に配慮するなど、情報のバリアフリー化を推進します。	福祉課
18	スポーツ活動への参加支援	・障がいのある方のスポーツ活動への参加を支援するため、ボランティアや指導者の育成支援、スポーツクラブ等で障がいがある人も参加できるプログラムの提供に努めます。	社会教育課

基本目標 2

思いやり・助け合いの心で育む共生の関係づくり

現状と課題

◎保健・医療サービスの適切な支援を提供する体制が求められています。

- 平成25年4月の障害者総合支援法の施行に伴い、制度の谷間を埋めるべく障がいのある方の範囲に難病等が加わっており、幅広い対応をしていく必要があります。
- 障がいのある方や難病の人が地域で安心して暮らしていくには、必要な医療やリハビリテーションを受けられ、気軽に医療に関する相談ができる体制などを充実することが必要です。また、障がいの特性によっては、医療機関への受診が困難な人や、診断・治療の際の意思疎通が困難な人もいます。誰もが適切な治療を受け、正確な情報が得られるよう工夫や配慮が必要になります。また、今後はさらに障がいや疾病の重症化・合併症の予防の充実が求められています。
- 障がいのある方の高齢化は、その介護を担っている親の世代の高齢化や、介護者の世代交代、親亡き後の支援などの問題にもつながるものであり、親や家族があるうちに将来を見据えた情報提供や相談対応を行う必要があります。
- 障がいのある方の重度化・高齢化や親亡き後に対応する地域生活支援拠点等は、これらの問題に対応する機能を備える必要があり、今後の機能の充実に向けて実効性がある仕組みづくりが必要です。
- 本市では、平成25年3月に「健康おばね 21(第2次)運動計画」を策定し、運動の推進や健診の受診、病気予防などの健康推進施策に取り組んでいます。

◎障がいの特性やニーズに応じた地域での生活を支援するサービスの提供が求められています。

- 障がいのある方が地域で生活をしていくためには、生活基盤の確保が重要であり、障がいのある方が安心して暮らせるグループホームや短期入所等の施設など、多様な生活の場の確保が求められています。
- 本市では、第6期障がい福祉計画に基づき、障がい福祉サービスを提供してきましたが、障害者手帳所持者の減少などを踏まえ、サービスの適切な提供が求められています。
- 障がいのある方の相談内容は、福祉サービスや医療だけの問題ではなく、生活全般にわたる課題となっており、相談体制の充実とともに、複合化・複雑化している問題に多機関、多職種が協働して取り組むことが求められています。
- 障がいのある方が地域で安心して暮らせる「地域共生社会」の実現に向け、包括的な相談支援の充実や、当事者、サービス事業所、関係機関等が課題を共有し、重層的、継続的な支援体制が求められています。

施策の展開

施策 2-1

保健・医療サービスの充実

No.	事業名	内容	担当課
19	各種医療費助成の実施	・身体の機能障がい除去、または軽減するため、人工透析療法や関節形成手術などの日常生活能力を回復するための医療費(更生・育成医療)や重度心身障がい(児)者医療費、通院により精神疾患の治療を受けている人の医療費(精神通院医療)など障がい者の状態に応じて給付を継続して実施します。	健康増進課 福祉課
20	難病患者に関する支援の推進	・指定難病について、今後も保健所、各医療機関と連携しニーズに対応した支援を推進します。	健康増進課
21	各種障害者手当等の支給	・在宅で生活する重度の障がいのある方などに対し「特別障害者手当」「障害児福祉手当」「特別児童扶養手当」等を支給し、障がいのある方の経済的負担の軽減を図ります。	福祉課
22	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	・当事者団体や医療機関等と連携し、精神障がいのある方の生活を地域全体で支える仕組みの構築と機能の充実を進めます。	福祉課

施策 2-2

生活支援サービスの充実

No.	事業名	内容	担当課
23	障がい者のニーズに応じたサービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業所と連携し、障がいのある方本人やその家族からの相談内容に応じたサービスの案内・提供に努めます。 ・高齢者や障がいのある方が共に利用できる共生型サービス事業者の拡充を推進します。 	福祉課
24	グループホーム等の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある方も地域の中で生活続けることができるよう、社会福祉法人等に対しグループホーム整備への参入を働きかけます。 	福祉課
25	障がいのある方の居住の安定化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・民間賃貸住宅や持ち家での生活が負担になりがちな障がいのある方に対し、入居できる住宅の拡充や入居要件などを検討し、市営住宅等に入居しやすい環境を構築します。 	福祉課
26	短期入所等の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所等の施設を利用するサービスについて、事業者働きかけを行い、身近な場所で利用が可能となるよう連携を図ります。 	福祉課
27	地域活動支援センターの利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある方が、地域において充実した社会生活を送ることができるよう、日中における創作活動や生産活動を行う地域活動支援センターの利用促進に努めます。 	福祉課
28	自立生活援助サービスの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者支援施設やグループホーム等を利用して障がいのある方で、一人暮らしを希望する人について、定期的に居宅等を訪問し、生活の助言や医療機関との連携を行う「自立生活援助」等を活用することにより、自立した生活を支援します。 	福祉課
29	施設入所者や入院中の障がい者の地域生活移行の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・入所施設、相談支援事業所等との連携に努め、情報を共有しながら、地域生活への移行が可能な障がい者の施設退所、退院及び地域生活での定着を支援します。 	福祉課
30	補装具や日常生活用具の給付の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の身体機能の補完または代替のための補装具や、障がいのある方の自立した生活を支援するための日常生活用具の適正な給付に努めます。 	福祉課

施策 2-3

相談支援・情報提供の充実・強化

No.	事業名	内容	担当課
31	各相談員等と連携した相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民生委員・児童委員等や身体・知的障がい者相談員等と連携し、必要な専門機関を案内するなど、より専門性の高いアドバイスや支援を行えるよう体制の強化を図ります。 ・ 北村山自立支援協議会や相談支援事業所と、関係機能のネットワークを強化し重層的な相談対応を推進します。 	福祉課
32	こころの健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健所、精神保健福祉センター、医療機関と連携し、こころの健康づくりに関する知識の普及啓発を推進していきます。 ・ 増加傾向にある「ひきこもり者」の把握と予防支援について検討を進めていきます。 	健康増進課
33	ライフステージに応じた相談支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいのある方だけでなく、家族からの相談にも応じ、必要な情報提供、助言、援助を行う相談支援事業所について一層の充実を図ります。 ・ 一人ひとりに応じた切れ目のない相談支援の実施に向け、研修等への参加を促すなど相談支援体制の質の向上を図ります。 	福祉課
34	各種サービスの情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国及び県の動向を注視し新たなサービスや「尾花沢市福祉・保健のサービス」などの周知とサービスの利用促進を図ります。 	福祉課
35	運動・芸術・文化に関するイベントの周知	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市のホームページ等を活用して各種スポーツ大会やイベント、文化活動に関する情報提供に努めます。 	社会教育課 福祉課
36	権利擁護制度の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者施策における成年後見制度の利用支援と併せて、障がいのある方の権利を擁護する成年後見制度について、区長会や民児協などで広報活動を実施するとともに市報等での制度の周知に取り組みます。 	福祉課

基本目標 3

安全・安心で人にやさしいまちづくり

現状と課題

◎誰もが利用しやすい公共空間の整備が求められています。

- 平成18年12月の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法)の施行以降、様々な場面においてバリアフリー化が推進されています。尾花沢市の公共施設、道路、公園等の利用の際に、困難を感じるものを極力なくすため、障がい者にとって利用しやすく安全な環境となるよう、公共施設の整備や住宅等のバリアフリー化及びユニバーサルデザインの推進に努めてきました。
- 障害者差別解消法の施行に伴い、建物などの整備にあたっては、合理的配慮を行うことが求められています。障がいのある方が自宅での移動や生活等に支障がないように、住宅改修費用に対する助成を実施してきましたが、住宅改修費用の助成制度についてあまり認知されていないことから、今後さらなる制度の充実を図るとともに、制度の周知に努めます。

◎障がいのある方の社会参加推進のための移動支援が求められています。

- 本市では外出目的の移動支援について、福祉タクシー券、給油券、リフト付きタクシー券などを交付しています。また、自動車税及び自動車取得税の免除や障がい者仕様の自動車改造費の助成も実施してきました。
- アンケート結果では自家用車の利用率が高く、障がい者が自家用車を利用しやすくするために、継続して支援を行うことが求められています。

◎地域での助け合い・支え合いによる一人ひとりの安全・安心の確保が求められています。

- 平成23年3月に発生した東日本大震災以降、地域の絆の大切さが改めて認識されています。本市では地域の見守り活動や災害時における要支援者の避難支援体制の確立に向けた仕組みづくりを進めています。

◎障がいのある方への理解の一層の浸透と行動・実践への促進が求められています。

- 尾花沢市では、令和3年3月に「尾花沢市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」が制定されました。この条例では、全ての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、ともに支え合って生きていく地域共生社会の実現に寄与することが位置づけられています。
- 令和3年5月に障害者差別解消法が改正され、令和6年4月から施行されることにより、これまで民間事業者に対して「努力義務」とされていた合理的配慮の提供が、国や地方公共団体などと同様に「義務」となります。
- 障がいのある方が安心して地域で生活するためには、さらなる相互理解の促進、差別の解消に向けた取り組みが不可欠です。障がいへの理解を深めるための啓発・広報活動や教育、障害者差別解消法に関する啓発・広報活動のさらなる推進や、障がいのある方もない人も尊重し合い、ともに支え合うことができる地域社会の実現に向けた取り組みの充実が求められています。

施策の展開

施策 3-1

バリアフリーの推進

No.	事業名	内容	担当課
37	公共施設のバリアフリー化及びユニバーサルデザインの推進	・障がいのある方だけでなく、子どもや高齢者、妊産婦など、全ての人が安全で快適に暮らせるまちづくりをめざし、公共施設等(道路・公園・建築物等)のバリアフリー化とユニバーサルデザインの推進に努めます。	建設課
38	民間施設のバリアフリー化及びユニバーサルデザインの促進	・民間施設の新設の際には、バリアフリー法に定めるバリアフリーとユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、障がいの有無にかかわらず、誰もが利用しやすい施設の整備を計画の段階から検討するよう働きかけます。 ・民間事業者に対して、バリアフリーとユニバーサルデザインの啓発活動を行い、既存施設のバリアフリー化を推進するよう要請します。	建設課
39	住宅改修費用の助成	・障がいのある方が自宅での移動や生活に支障がないよう、住宅改修の支援を実施します。 ・住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、暮らしやすい住宅の確保と、改修費の助成制度などの情報発信を強化し、周知に努めます。	福祉課

施策 3-2

障がいに対する理解の促進

No.	事業名	内容	担当課
40	「心のバリアフリー」の周知・啓発	・障がいのある方の社会的障壁を取り除き、障がいの有無にかかわらずコミュニケーションをとり、支え合える「心のバリアフリー」の周知・啓発に努めます。	福祉課
41	市民の理解促進	・市のホームページや関係機関との連携を通じ、障がいや障がいのある方への理解を進める広報、啓発活動を実施します。 ・障がいを理由とする差別の解消を推進するため「障害者差別解消法」の周知を図ります。	福祉課
42	条例の周知・啓発	・「尾花沢市障がいのある方もない人も共に生きるまちづくり条例」の内容及び行動目標の周知・啓発を図ります。	福祉課
43	虐待の防止の啓発	・障がい者虐待の防止等に関する広報、その他啓発活動を実施します。	福祉課
44	ヘルプマークの普及の促進	・内部機能障がい等のある人が、配慮が必要なことを周囲に知らせる「ヘルプマーク」について、県、北村山地域自立支援協議会と協力しながら広域的な普及促進に努めます。	福祉課
45	関係機関と連携した虐待の早期発見と未然防止	・福祉サービス事業所等と要保護児童対策地域協議会を中心に保育園、幼稚園、学校等と連携し、情報共有をしながら継続して早期発見、未然防止に努めます。	福祉課
46	北村山地域自立支援協議会を中心とした関係機関との連携強化	・北村山地域自立支援協議会を中心として情報の共有を図り、サービス事業所相互の意識啓発、職員の技術力向上を図ります。	福祉課

施策 3-3

移動手段の確保

No.	事業名	内容	担当課
47	外出目的に応じた移動支援の周知と提供	・福祉タクシー券、リフト付きタクシー券、給油券の充実や障がいのある方が自家用車を利用しやすいよう、駐車施設利用者証制度や有料道路割引制度などの公共交通機関の料金割引制度の周知を図ります。	福祉課
48	同行援護・移動支援の実施	・屋外での移動が困難な障がいのある方の社会参加を促進するため、障がい福祉サービスとしての同行援護、地域支援事業としての移動支援事業を実施します。	福祉課

No.	事業名	内容	担当課
49	外出支援サービス事業の実施	・社会福祉協議会による福祉有償運送を活用して、身体的な理由等により公共交通機関を利用することが困難な障がいのある方を対象にして、送迎を行う外出支援サービス事業の検討を進めます。	福祉課
50	じん臓機能障がい者、人工透析通院交通費の助成	・人工透析を行うために頻繁に通院する必要がある障がいのある低所得者に対して、経済的負担の軽減を図るため、通院に要する交通費の一部助成を継続して実施します。	福祉課
51	障がい者用自動車改造費の助成	・身体障がいのある方が自ら運転するため、または、自ら運転することができない障がいのある方を介護するために自動車の改造等が必要なとき、自動車への改造または購入に要する経費の一部助成を継続して実施します。	福祉課

施策 3-4

防災体制の強化・連携の強化

No.	事業名	内容	担当課
52	要援護者台帳の整備及び情報共有の再検討	・災害や緊急時に備え、地域の避難支援者、自主防災組織及び消防団と情報共有し、災害時に障がい者が地域において孤立することがないように取り組みます。 ・台帳の活用、更新について地域の関係者、関係各課と調整を図り、精度向上に向け再度検討を進めます。	福祉課 防災危機管理課
53	防災訓練等の推進及び協力者との連携の構築	・障がいのある方の防災訓練等への参加促進に努めます。 ・障がいのある方への理解を進め、避難時に近隣住民のサポートが受けられるよう、平常時から声をかけ合える地域づくりを推進します。	福祉課 防災危機管理課
54	福祉避難所等の整備	・障がいの種別や程度に応じた避難者の受け入れが可能となるよう、福祉避難所の拡充を進めるとともに社会福祉施設等との協定締結を図ります。 ・福祉施設や医療機関等との連携のもと、避難時に特別な支援を必要とする人に配慮した意思疎通の支援、情報発信のやり方等の整備に努めます。 ・安全安心に避難先で過ごすことができるよう、関係機関と連携し資機材の整備などを含め避難環境の充実を図ります。	防災危機管理課

第 5 章

障がい福祉計画・障がい児福祉計画

1. 障がい福祉サービスの成果目標の設定

障がいのある方の地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、第7期障がい福祉計画における成果目標を、国の基本指針に基づき以下の通りに設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針
・地域移行者数: 令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行
・施設入所者数: 令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減

前計画の達成状況

項目	令和元年度 (基準値)	令和5年度 (目標値)	令和5年度 (実績値見込)
施設入所者数	44人	40人	36人

本計画の目標値と方策

項目	数値	考え方
【実績】 施設入所者数 (A)	36人	令和4年度末時点
【成果目標】 地域生活への移行者数 (B)	3人	施設入所からグループホーム等への地域移行者数 (割合については、地域生活移行者数を全入所者で除した値)
	8.3%	
【成果目標】 施設入所者の削減数 (C)	2人	令和8年度末時点の削減見込者数 (割合については削減見込数を全入所者で除した値)
	5.5%	

- 地域全体で支えるサービス提供体制の構築を図ります。
- 市民の障がいへの理解促進のため啓発活動に努めます。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針（都道府県で設定）
<ul style="list-style-type: none"> ・精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数:325.3 日以上 ・精神病床における1年以上入院患者数(65 歳以上、65 歳未満) ・精神病床における早期退院率:3か月後 68.9%以上、6か月後 84.5%以上、1年後 91.0%以上

前計画の達成状況

項目	令和5年度 (目標値)	令和5年度 (実績値見込)
協議の場の設置	1箇所	1箇所

本計画の目標値

項目	数値 (令和8年度末時点)	考え方
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	1回/年	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の1年間の開催回数の見込みを設定する。
協議の場における関係者ごとの参加者数	20人	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定する。
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回/年	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定する。
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	1人/年	現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	1人/年	現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	30人/年	現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	1人/年	現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	1人/年	現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

- 保健・医療・福祉等関係者による協議の場で議論の充実を図ります。

(3) 地域生活支援の充実

国の基本指針
<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村又は圏域において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと ・強度行動障がいを有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

前計画の達成状況

項目	令和5年度 (目標値)	令和5年度 (実績値見込)
地域生活支援拠点等の整備	設置	未設置
地域生活支援拠点等の機能の充実にに向けた検証及び検討の年間実施回数	年2回	年3回

本計画の目標値

項目	数値	考え方
地域生活支援拠点の整備	1箇所	東根市・村山市・大石田町と連携した広域的な拠点の整備
コーディネーターの配置人数	1人	令和8年度末時点の配置人数
運営状況の検証・検討回数	年3回以上	令和8年度末時点の検証・検討回数
強度行動障がいを有する人への支援体制の整備	1箇所	令和8年度末までに圏域で支援体制を整備する

- 近隣市町と連携して地域生活支援拠点の整備を進めます。
- 強度行動障がいを有する人への支援体制の整備について圏域で協議を行います。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針
①一般就労への移行者数:令和3年度実績の1.28倍以上 <ul style="list-style-type: none"> ・①のうち、就労移行支援事業による一般就労への移行者数:令和3年度実績の1.31倍以上 ・①のうち、就労継続支援A型事業による一般就労への移行者数:令和3年度実績の1.29倍以上 ・①のうち、就労継続支援B型事業による一般就労への移行者数:令和3年度実績の1.28倍以上
②地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会(就労支援部会)等を設けて取組を推進
③就労定着支援事業の利用者数:令和3年度実績の1.41倍以上
④就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所:就労移行支援事業所の5割以上
⑤就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合:2割5分以上

前計画の達成状況

項目	令和5年度 (目標値)	令和5年度 (実績値見込)
令和5年度末時点の就労移行支援事業利用者の年間一般就労移行者数	1人	0人
令和5年度末時点の就労継続支援A型事業利用者の年間一般就労移行者数	1人	0人
令和5年度末時点の就労継続支援B型事業利用者の年間一般就労移行者数	2人	0人
令和5年度末時点の年間一般就労移行者数(合計)	4人	0人
令和5年度末時点の年間一般就労移行者のうち、就労定着支援事業利用者の割合	70%	—
令和5年末時点の就労定着支援事業の就労定着率	70%	—

本計画の目標値

① 福祉施設から一般就労への移行者数

項目	数値	考え方
【実績】 一般就労移行者数	4人	令和3年度に福祉施設を退所し一般就労した人数
【成果目標】 一般就労移行者数	7人 1.75倍	令和8年度に福祉施設を退所し一般就労した人数

①-1 就労移行支援事業による一般就労への移行者数

項目	数値	考え方
【実績】 一般就労移行者数	1人	令和3年度において就労移行支援事業を利用し、一般就労した人数
【成果目標】 一般就労移行者数	2人 2倍	令和8年度に就労移行支援事業所を退所し一般就労した人数

①-2 就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数

項目	数値	考え方
【実績】 一般就労移行者数	1人	令和3年度において就労継続支援A型事業所を退所し、一般就労した人数
【成果目標】 一般就労移行者数	2人 2倍	令和8年度に就労継続支援A型事業所を退所し、一般就労した人数

①-3 就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数

項目	数値	考え方
【実績】 一般就労移行者数	2人	令和3年度において就労継続支援B型事業所を退所し、一般就労した人数
【成果目標】 一般就労移行者数	3人 1.5倍	令和8年度に就労継続支援B型事業所を退所し、一般就労した人数

②地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するための協議会（就労支援部会）等を設けた取り組みの推進

項目	数値	考え方
【成果目標】 就労支援部会の設置の有無	有	北村山自立支援協議会にて設置を検討

③就労定着支援事業利用者数

項目	数値	考え方
【実績】 就労定着支援事業利用者数	0人	令和3年度の就労定着支援事業利用者数
【成果目標】 就労定着支援事業利用者数	3人 -	令和8年度の就労定着支援事業利用者数

④就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合

項目	数値	考え方
【成果目標】 就労移行支援事業所の割合	5割	令和8年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者が5割以上になる就労移行支援事業所の割合

⑤就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合

項目	数値	考え方
【成果目標】 就労定着支援事業所の割合	2割5分	令和8年度の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合

- 関係機関と連携し、一般就労を希望する障がいのある方と企業をつなげる機会を提供します。
- 一般就労へ移行する障がいのある方に就労定着支援事業の利用を勧奨します。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針
<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置 ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う

前計画の達成状況

項目	令和5年度 (目標値)	令和5年度 (実績値見込)
障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施	実施	未実施
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	1回	0回
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	実施	未実施
地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施	1回	0回

本計画の目標値

項目	数値	考え方
基幹相談支援センターの設置	1箇所	令和8年度までの設置
地域づくりに向けた協議会の体制の確保	1箇所	令和8年度までの設置

- 北村山地域内で連携を取りながら基幹相談支援センターの設置に取り組みます。
- 関係機関が連携し、総合的・専門的な相談支援を実施する体制を確保します。
- 人材育成の支援に取り組み、地域の相談支援体制を強化します。

(6) 障がい児支援の提供体制の整備等

国の基本指針
<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童発達支援センターを各市町村または圏域に1箇所以上設置 ・ 全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築 ・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等を各市町村または圏域に1箇所以上確保

前計画の達成状況

項目	令和5年度 (目標値)	令和5年度 (実績値見込)
令和5年度時点での児童発達支援センターの設置	設置	未設置
令和5年度時点での保育所等訪問支援の実施	実施	未実施
令和5年度時点での児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1箇所	0箇所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置	未設置
コーディネーターの配置	1人	0人

本計画の目標値

項目	数値	考え方
児童発達支援センターの設置数	1箇所	令和8年度末までの設置箇所数
障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進体制の構築	1箇所	令和8年度末までに体制構築
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置数	1箇所	令和8年度までの設置事業所数
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	1箇所	令和8年度までの設置事業所数
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置数	1箇所	令和8年度までの設置数
医療的ケア児支援に関するコーディネーターの配置数	1人	令和8年度末の配置数

- 北村山地域内で協議・連携し、設置及び体制整備に努めます。

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

国の基本指針
・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

前計画の達成状況

項目	令和5年度 (目標値)	令和5年度 (実績値見込)
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加回数	1回	1回
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無と実施回数	実施	未実施

本計画の目標値

項目	数値	考え方
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	1人	令和8年度の参加人数
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制	整備	令和8年度までに整備
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する実施回数	1回	令和8年度の実施回数

- 市内の障がい福祉関係の事業所が情報共有できる体制をつくり、サービス利用の傾向等も踏まえた情報の提供に努めます。

2. 成果指標

(1) 訪問系サービス

◆サービス内容

サービス名	内容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談、助言その他の生活全般にかかる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由の方または重度の知的障がい・精神障がいにより行動上著しい困難を有する方であって、常時介護を必要としている方に対し、自宅等で、入浴、排せつ、食事などの介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	重度の視覚障がいにより移動が困難な方の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、外出する際の必要な援助を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難な方に対し、危険を回避するために必要な介助や外出時における移動中の支援を行います。
重度障がい者等包括支援	常時介護の必要性が著しく高く、意思疎通が困難な方に対し、居宅介護など複数のサービスを包括的にを行います。

◆サービス実績と見込

サービス名	単位	実績値			見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間/月	54	105	90	210	210	210
	人/月	5	5	9	10	10	10
重度訪問介護	時間/月	620	620	600	620	620	620
	人/月	1	1	1	1	1	1
同行援護	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
行動援護	時間/月	2	2	6	8	8	8
	人/月	1	1	3	4	4	4
重度障がい者等包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

- 精神障がい者や施設入所者の地域移行により居宅介護の需要も増えることが予想されるため、退院・退所後の生活が円滑にできるように、サービス提供事業所への働きかけや新規事業所の参入を促し、十分なサービスの確保に努めます。
- 適切なサービス提供体制の充実を図るため、介護保険制度等の他制度と連携を図ります。

(2) 日中活動系サービス

◆サービス内容

サービス名	内容
生活介護	常時介護が必要な重度の障がいのある方に対して、昼間、施設内で入浴、排せつ、食事などの介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	地域生活上で身体機能の維持・回復などの支援が必要な人に対し、地域生活を営むことができるよう身体的リハビリテーション、日常生活にかかる訓練などの支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	地域生活を営むことができるよう一定の期間における支援計画に基づき、日常生活能力の向上に必要な訓練などの支援を行います。
就労選択支援【新規】	障がいのある方の希望や能力・適性に応じて、就労先の選択への支援（就労アセスメント）を行うとともに、就労後に必要な配慮等を整理し、障害のある人の就労を支援します。（令和7年10月から開始予定）
就労移行支援	一般就労を希望する方に対し、生産活動や職場体験を通じて、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練や、適性に応じた職場の開拓、就職後の職場定着に必要な相談などの支援を行います。
就労継続支援A型	一般企業などへの就労が困難な方に対し、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力の向上を図るなどの支援を行います。
就労継続支援B型	一般企業などへの就労が困難な方などに、一定の賃金水準に基づく働く場を提供するとともに、雇用形態への移行に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行います。
就労定着支援	障がいのある方との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題に向けて必要となる支援を実施します。
療養介護	医療が必要な方であって、常時介護を必要とする重度心身障がいのある方を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。
短期入所 (ショートステイ)	在宅の障がいのある方を介助する方が病気などの場合に、障がいのある方が短期間入所し、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事などの介護を行います。

◆サービス実績と見込

サービス名	単位	実績値			見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	時間/月	1,028	921	900	1,028	1,028	1,028
	人/月	52	48	52	52	52	52
自立訓練 (機能訓練)	日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	日/月	0	0	0	20	20	20
	人/月	0	0	0	1	1	1
就労選択支援【新規】	日/月				0	0	10
	人/月				0	0	1
就労移行支援	日/月	11	42	60	90	90	120
	人/月	1	2	2	3	3	4
就労継続支援A型	日/月	377	363	420	420	441	441
	人/月	18	18	20	20	21	21
就労継続支援B型	日/月	678	694	442	500	500	500
	人/月	38	39	26	28	28	28
就労定着支援	人/月	0	1	3	3	3	3
療養介護	人/月	2	2	2	2	2	2
短期入所 (医療型・福祉型)	日/月	31	13	24	31	31	31
	人/月	2	1	2	2	2	2

- 必要なサービスが利用できるよう情報収集及び情報提供に努めます。
- サービス提供事業所への働きかけや新規事業所の参入を促し、サービス量の確保に努めます。

(3) 居住系サービス

◆サービス内容

サービス名	内容
自立生活援助	定期的に利用者の居宅を訪問し、生活状況や体調等について確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。また、利用者からの相談、要請があった際は、電話、メール等による随時の対応も行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間において、障がいのある方が共同生活を営む住居において、相談その他の日常生活上の援助や、入浴、排せつ、食事などの介護を行います。
施設入所支援	通所によって生活介護や訓練などを受けることが困難な方を対象に、夜間や休日に入浴、排せつ、食事などの介護を行います。

サービス実績と見込

サービス名	単位	実績値			見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/年	0	0	0	1	1	1
共同生活援助 (グループホーム)	人/年	30	28	28	30	30	30
施設入所支援	人/年	38	36	36	35	34	34

- サービス提供事業所への働きかけや新規事業所の参入を促し、生活の場の確保に努めます。

(4) 相談支援

◆サービス内容

サービス名	内容
計画相談支援	障がい福祉サービスを利用する全ての方を対象として、支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している方、または精神科病院に入院している方を対象として、地域生活に移行するための相談や住居の確保、その他必要な支援を行います。
地域定着支援	入所施設や病院から地域生活へ移行した方、一人暮らしへ移行した方などを対象として、安定した地域生活を営めるよう、障がいの特性に起因して生じる緊急の事態等に、訪問や相談などの必要な支援をします。

◆サービス実績と見込

サービス名	単位	実績値			見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/年	26	26	20	24	24	24
地域移行支援	人/年	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	人/年	0	0	1	1	1	1

- 相談支援事業所の確保と研修参加促進による相談支援員の資質向上に取り組み、質の高いサービス提供に努めます。

(5) 障がい児福祉サービス

◆サービス内容

サービス名	内容
児童発達支援	就学前の発達支援を必要とする児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能や集団生活への適応訓練などを行います。
医療型児童発達支援	上下肢または体幹の機能障がいのある児童に対して、児童発達支援と治療を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の支援を要する児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、放課後等の居場所を提供します。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が著しく困難な障がいのある児童の居宅を訪問して発達支援を行います。
障がい児相談支援	児童福祉サービスを利用する全ての方を対象として、支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

◆サービス実績と見込

サービス名	単位	実績値			見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
医療型児童発達支援	日/月	0	0	0	/	/	/
	人/月	0	0	0	/	/	/
放課後等デイサービス	日/月	210	175	174	255	270	285
	人/月	14	14	16	17	18	19
保育所等訪問支援	日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	日/月	0	1	1	1	1	1
	人/月	0	1	1	1	1	1
障がい児相談支援	人/年	4	3	4	4	4	4

- 子どもを取り巻く関係機関と連携し相談体制を充実させ、適切なサービスが選択できるよう努めます。
- サービス提供事業所への働きかけや新規事業所の参入を促し、サービス量の確保に努めます。

*令和6年4月から児童福祉法の改正法が施行されることにより、児童発達支援の類型（福祉型・医療型）の一元化が行われることから、医療型児童発達支援の令和6年度～8年度の見込み値を/にしています。

(6) 地域生活支援事業等の見込みと確保方策

◆サービス内容(必須事業)

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	障がいのある方が日常生活や社会生活の中で起きる「社会的障壁」を取り除くため、障がいのある方への理解を深めるための研修や啓発活動を通じて、地域住民へ働きかけ、障がいに対する理解の向上と合理的配慮の提供の促進を図ります。
自発的活動支援事業	障がいのある方が自立した生活を送ることができるよう、障がいのある方やその家族、ボランティア活動団体、地域住民などによる自発的な取り組みを支援します。
相談支援事業	障がい者からの相談に応じ、福祉サービスの利用支援、地域の社会資源などの必要な情報提供など、総合的な支援を行います。
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービス利用の観点から成年後見制度の利用が有効と認められる障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援します。
成年後見制度 法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を法人が適切に行える体制の整備、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
意思疎通支援事業	聴覚、音声、言語機能障がい等のため意思疎通に支障がある障がい者に手話通訳等によるコミュニケーションの仲介を行います。
日常生活用具給付等事業	障がいのある方に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することなどにより、日常生活の便宜を図ります。
手話奉仕員養成研修事業	日常会話を行うのに必要な手話の語らいと手話の表現技術を習得した人を養成し、聴覚に障がいのある方が意思疎通の支援を通して、日常生活や社会生活を営むことができるよう支援します。
移動支援事業	屋外での移動に困難がある障がい者に、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター機能強化事業	利用者に創作的活動、生産活動の機会の提供など、地域の実情に応じた支援を行います。

◆サービス内容(任意事業)

サービス名	内容
訪問入浴サービス事業	居宅訪問型入浴サービスを提供し、障がい者の清潔保持、心身機能の維持等を図ります。
職親制度推進補助事業	知的障がい者の雇用の促進と職場における定着を高めるために、知的障がい者を引き受けて訓練等を実施する企業を支援します。
日中一時支援事業	障がい者の日中活動の場を日常的に介護している家族の負担を軽減し、一時的な休息を確保することで、日中における活動の場を確保します。

◆サービス実績と見込

サービス名	単位	実績値			見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
相談支援事業	相談支援事業所数	2	2	2	2	2	2
成年後見制度利用支援事業	件/年	0	0	0	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	有
意思疎通支援事業	人/年	4	16	3	8	8	8
手話奉仕員養成研修事業	人/年	0	0	0	0	0	0
日常生活用具給付等事業							
介護訓練支援用具	件/年	0	3	0	1	1	1
自立生活支援用具	件/年	1	2	1	1	1	1
在宅療養等支援用具	件/年	1	2	2	3	4	4
情報・意志疎通支援用具	件/年	1	2	0	1	1	1
排せつ管理支援用具	件/年	322	364	371	398	427	458
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件/年	0	0	0	0	0	0
移動支援事業	箇所/年	1	1	1	1	1	1
地域活動支援センター機能強化事業	箇所/年	2	2	2	2	2	2
訪問入浴サービス事業	人/年	1	1	1	1	1	1
職親制度推進補助事業	人/年	3	3	4	4	4	4
日中一時支援事業	人/年	1	1	1	1	1	1

- 新規事業所の確保及びサービス提供事業所への働きかけ、サービス量の確保に努めます。
- 事業所等と連携を図り、利用者のニーズに沿った支援に努めます。

第 6 章

計画の推進体制

1. 計画の推進体制

(1) 庁内の連携体制の整備

障がい者施策は、保健、医療、福祉、教育、就労、生活環境など広範囲にわたるため、関係各課が連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の推進を行います。

(2) 国や県、近隣市町との連携

計画の推進にあたっては、今後の制度の改正なども重要となることから、国や県からの情報を収集し、制度の改正などの変化を踏まえて施策を展開します。

また、専門的な知識が求められるケースや、広域的な対応が望まれるものなどについては、県や近隣市町との連携や情報交換を行い、適切な対応に努めます。

(3) 市民との協働による福祉の推進

障がい者施策を含む福祉施策においては、行政や家庭、地域、学校、事業所など、様々な主体が互いに連携し、それぞれの役割を果たしながら協働していくことが重要となります。そのため、地域住民の自主的な活動を広げるとともに、地域で解決できない問題に対しては行政が対応するという、「自助・共助(互助)・公助」の地域福祉の考え方にに基づき、障がい者福祉の推進を図ります。

2. 計画の進行管理

計画の進行管理については、PDCAサイクル「計画(Plan)をたて、それを実行(Do)し、実行の結果を点検・評価(Check)して、さらに計画の改善・見直しを行う(Action)という一連の流れ」を活用します。

評価については、具体的施策の実施状況や、その成果を把握することにより行います。

■PDCA サイクルによる進行管理のイメージ



第 7 章

資料編

1. 尾花沢市障がい者福祉プラン策定委員会 設置要綱

尾花沢市障がい者福祉プラン策定委員会設置要綱

平成27年1月21日

告示第7号

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定に基づく障がい者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条に基づく障がい福祉計画の2つの障がい者福祉に関する計画「尾花沢市障がい者福祉プラン」(以下「プラン」という。)を策定するため、尾花沢市障がい者福祉プラン策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議を行う。

- (1) プランの策定及びその変更に関すること。
- (2) プランの調査研究に関すること。
- (3) その他障がい福祉の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 医師会代表者
- (2) 福祉団体関係者
- (3) 障がい福祉サービス等事業所関係者
- (4) 障がい者団体代表者
- (5) 保育及び教育関係者
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事務が完了するときまでとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員のうちから、委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(会議招集の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、委員の委嘱後最初に行う会議は、市長が招集する。

附 則(平成27年3月31日告示第47号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

2. 策定経過

年月日	内容	備考
令和5年8月30日	尾花沢市障がい者福祉プラン 策定委員会（第1回）	(1) 尾花沢市障がい者福祉プラン 概要説明 (2) 尾花沢市障がい者福祉プラン アンケート素案について (3) 今後のスケジュールについて (4) その他
令和5年10月18日～ 令和5年11月1日	障がい（児）福祉に関する 市民アンケート調査 実施	
令和5年12月25日	尾花沢市障がい者福祉プラン 策定委員会（第2回）	(1) 尾花沢市障がい者福祉プラン アンケート結果について (2) 尾花沢市障がい者福祉プラン 骨子（案）について (3) その他 ・パブリックコメントの実施
令和6年1月24日～ 令和6年2月2日	パブリックコメント 実施	
令和6年2月15日	尾花沢市障がい者福祉プラン 策定委員会（第3回）	(1) 尾花沢市障がい者福祉プラン （素案）について (2) その他

3. 尾花沢市障がい者福祉プラン策定委員会 委員名簿

No.	所属	職名	氏名	備考
1	尾花沢市医師会		渋谷 磯夫	医師会
2	尾花沢市民生委員・ 児童委員等・児童委員 協議会	会長	西塚 良悦	市民代表(社会福祉)
3	尾花沢市身体障害者 福祉協会	事務局	井苺 武司	身体障がい分野
4	尾花沢市手をつなぐ 育成会	会長	小松 幸男	知的障がい分野
5	尾花沢市社会福祉 協議会	副会長	笹原 光政	社会福祉協議会 障がい福祉サービス等提供事業所
6	障害者支援施設 新生園	園長	菅藤 博昭	障がい福祉サービス等提供事業所
7	医療法人敬愛会 (就労支援センター すまいるわーく)	所長	柏倉 隆一	精神障がい分野 障がい福祉サービス等提供事業所
8	特定非営利活動法人 はながさ	理事長	加藤 朋子	障がい福祉サービス等提供事業所
9	尾花沢市学校保健会	理事	齊藤 公良	児童保健分野
10	認定こども園 尾花沢幼稚園	園長	千葉 光也	幼児・児童保健分野

尾花沢市
障がい者福祉プラン

障がい者計画見直し及び
第7期障がい福祉計画
第3期障がい児福祉計画

令和6年3月

発行・編集 / 尾花沢市 福祉課

〒999-4292 山形県尾花沢市若葉町一丁目2番3号
電話:0237-22-1111(代表) FAX:0237-24-0322